

令和七年
二月 青森県議会第三百二十一回定例会会議録 第三号

令和七年三月四日（火）議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（工藤兼光、今 博、北向由樹、山田 知各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 寺 田 達 也

一番 丸 井 裕

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉 俣 洋

二番 工 藤 貴 弘

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉 一 郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十六番 谷 川 政 人

二十七番	花 田 栄 介	二十八番	齊 藤 爾
二十九番	寺 田 達 也	三十番	蛭 沢 正 勝
三十一番	高 橋 修 一	三十二番	工 藤 慎 康
三十三番	夏 堀 浩 一	三十四番	櫛 引 ユキ子
三十五番	今 博	三十六番	川 村 悟
三十七番	安 藤 晴 美	三十八番	山 谷 清 文
三十九番	山 田 知	四十番	三 橋 一 三
四十一番	工 藤 兼 光	四十二番	森 内 之 保 留
四十三番	清 水 悦 郎	四十四番	阿 部 広 悦
四十五番	田 中 順 造	四十六番	田 名 部 定 男
四十七番	伊 吹 信 一	四十八番	鹿 内 博

出席事務局職員

局 長	田 中 道 郎	次 長	石 岡 勇 一
議事課長	角 田 正 人	副 参 事	鳴 海 康
総括主幹	長 尾 美 貴 子	総括主幹専門員	中 野 弥 寿 喜
主 幹	荒 井 千 万 人	主 査	三 浦 絢 子
主 査	渡 邊 愛 実 子	主 査	中 畑 祥 将

地方自治法第百二十一条による出席者

知 事	宮 下 宗 一 郎
副 知 事	小 谷 知 也
副 知 事	奥 田 忠 雄
総務部長	澤 純 市

いたしました。石破総理は所信表明演説の中で、地方創生は、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の国民の、多様な幸せを実現するための社会政策であると地方創生の重要性を強調しております。

また、令和六年版の中小企業白書の中には、令和三年の経済センサス活動調査のデータを基にした都道府県別の企業数が掲載されていますが、本県の中小企業は三万五千八百八十七社で、全体に占める割合は、県内企業の九九％が中小企業であり、約九〇％の方が中小企業で働いているのが現状であります。地方創生の実現や県民の働く場の確保のためには、本県経済を支えている県内中小企業の経営基盤を強化し、経営安定と発展を促す取組が非常に重要だと考えております。

そこで、県では県内中小企業の経営基盤を強化するため、どのように取り組んでいるのか伺いたします。

次に、稲作の生産振興についてであります。

昨今、外食やインバウンド需要の増大に加え、流通量の不足感の広がりから全国的に米の価格が急激に上昇しています。一方、生産現場においては、燃料や資材価格の高騰、担い手の減少など、様々な課題があると捉えています。このような目まぐるしく変化する環境の中で今後も稲作農家が持続的に米を生産していくためには、所得をしっかりと確保できるように対策を強化していく必要があると考えております。

昨年三月に県が公表した青森の「米づくり新時代」推進方策において、農業所得の向上に資する主な取組として、省力・低コスト、多収による生産費の削減と高値で売れるプレミアム米の生産拡大を掲げており、その成果が期待されるところであります。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、稲作の省力・低コスト生産技術の確立に向けた県の取組について伺いたします。

二点目として、付加価値の高い米作りに向けた県の取組について伺いたします。

次に、西北地域における漁業振興についてであります。

本県の水産業は、近年、地球温暖化による世界的な海水温の上昇や、それに伴う我が国や本県沿岸の漁場環境の変化などに伴い、主要魚種であるスルメイカやサケなどの回遊魚の漁獲が減少しているなど、非常に厳しい状況が続いております。西北地域の漁業についても、これまでは主にスルメイカやブリ、サケ、ハタハタなどの回遊魚により支えられてきましたが、年により豊漁、不漁があることから不安定な漁業となっております。

こうした状況の中で、漁業者の経営安定に向け、持続可能な水産業の実現が大切なことはもちろん、この厳しい現状を打開するためには、つくり育てる漁業や漁場整備などの取組を一層推進し、地先の漁業資源の維持、増大を図るとともに、養殖業にも取り組んでいくことが必要であると考えます。

本県においては、陸奥湾でホタテガイ養殖が行われているほか、近年は深浦町でもサーモン養殖など新たな養殖の取組が盛んに行われています。また、各地において昆布などの海藻資源の増養殖や、新たな魚種の養殖にも試験的に取り組まれていると認識しており、西北地域でもこうした取組を強化していくべきと考えます。

また、日頃から地元の方々と様々な意見交換を行っている中で、漁業者からは、ホンダワラなどの藻場にウスメバルなどの稚魚などが集まっているとの話をよく聞いており、水産資源の回復には藻場の整備が重要だと考えています。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、西北地域におけるつくり育てる漁業の推進に向け、県はどのように取り組んでいるのか伺いたします。

二点目として、西北地域における生産資源回復に向けた藻場整備について、県はどのように取り組んでいるのか伺いたします。

次に、西海岸地域への誘客についてであります。

私の地元である鰯ヶ沢町や隣接する深浦町が位置する西海岸地域は、多種多様な動植物が生息する世界自然遺産白神山地や、白神山地がもたらす栄養豊富な海が広がっており、様々なアクティビティーをはじめ、山菜や魚介類などの食資源を堪能できることが地域の魅力だと考えております。私は、西海岸地域の振興のためには、このような豊かな自然や食資源を生かしながら、観光を通じた交流人口の拡大が必要だと認識しております。

昨年度、白神山地が世界自然遺産に登録されて三十周年を迎えたことを契機に、県外の観光客だけでなく、海外からの観光客の訪問が少しずつ増えてきたことを実感していますが、今後も引き続き、白神山地をはじめとする西海岸地域の観光資源を生かし、多くの国内外の観光客の方々に同地域を訪れていただきたいと考えております。

そこで、西海岸地域への誘客に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、西北五地域の医療提供体制についてであります。

人口減少、少子高齢化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、地域において必要な医療を提供する体制の維持が大変重要であると考えております。

医療を提供する仕組みをよりよくしていくために、関係者が力を合わせて取り組まれているところではありますが、西北五地域においては、つがる総合病院を中核とし、地域の病院をサテライト化する自治体病院機能再編成が進められております。この取組によって、つがる総合病院をはじめとした地域の医療機関において、医師の確保や機能分担、連携が進み、地域において効果的かつ効率的な医療提供体制の構築が図られているものと考えます。

西北五地域の取組は、県が策定した地域医療構想が掲げる地域の実情や患者のニーズに応じて、資源の効果的かつ効率的な配置を促す取組を先駆けて行ったものと考えております。地域医療構想は、目標年度が二

〇二五年度となっており、今年が構想の総仕上げとなる年でもあることから、地域で必要な医療提供体制を持続できるようにしていくためにも、これまでの取組を着実に進めていく必要があるものと考えます。

そこで、西北五地域における青森県地域医療構想の取組状況についてお伺いいたします。

次に、西北地域の振興を支える道路整備についてであります。

二市五町で構成される西北地域は、広大な農地と豊かな海が育む農林水産業を基幹産業とする地域であり、高品質なお米や果物、野菜、そしてマグロやイカなどの海産物は、地域ブランドとして広く流通するなど、本県の農林水産業を支える重要な地域となっております。

しかしながら、農林水産業の出荷などにおいて必要不可欠な主要幹線道路ネットワークの整備は着実に進められているものの、いまだ十分とは言えず、西北地域の十分なポテンシャルを生かし切れない状態となっております。

そのような中で、津軽自動車道や西北地域を縦断する国道一〇一号は、物流支援の視点はもちろんのこと、令和四年・五年に発生した豪雨に伴う土砂災害を経験し、災害発生時の西津軽能代沿岸地域での広域的な支援を展開するためには極めて重要な路線であると痛感しているところであります。

現在、津軽自動車道柏浮田道路及び国道一〇一号追良瀬Ⅱ期バイパスは工事が進み、国道一〇一号の岩崎地区は今年度から事業化されましたが、牛島地区の狹隘区間の解消についても重要な課題だと認識しております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、津軽自動車道柏浮田道路の整備状況と今後の取組についてお伺いいたします。

二点目として、西津軽能代沿岸地域の道路整備に係る取組状況についてお伺いいたします。

次に、津軽港のO&M港整備についてであります。

昨年十二月には青森県沖日本海南側の洋上風力発電の事業者が決定し、いよいよ青森港基地港湾や津軽港のO&M港整備が本格化してくるものと思います。

O&Mとは、オペレーション・アンド・メンテナンスの意味で、鰯ヶ沢沖に建設する洋上風力発電の風車を保守するための港ということになります。運転中の不測の事態に迅速に対応するために、風車から近い距離にあることが求められるため、津軽港は最適な位置にあると言えます。また、保守スタッフは地元で常駐しなければならず、地元からの雇用や地元企業による受注も見込まれるのではないかと考えます。

そこで、津軽港のO&M港整備について、地元経済活性化のきっかけになるのではないかと考え、三点質問いたします。

一点目として、現在の進捗状況について伺いいたします。

二点目として、来年度以降の整備内容について伺いいたします。

三点目として、津軽港のO&M港利用による今後想定される経済効果について伺いいたします。

次に、私の地元である鰯ヶ沢町を流れる中村川の治水対策についてであります。

中村川流域では、令和四年八月の記録的な大雨により、河川の氾濫に加え、市街地では内水氾濫も発生し、JR鰯ヶ沢駅などがある舞戸地区において、三百戸を超える床上・床下浸水となりました。あれから二年と半年が経過し、被災した護岸の復旧が進むなど、目に見えて対策が進んでいるところでありますが、私は今でも当時の悲惨な状況がはつきりと思い出されるのであります。

私自身、中村川では二回目の水害を経験したこととなり、決して三回目はないと強く思っているところであります。改めて中村川の治水対策をしっかりと進めていかなければならないと感じているところであります。

最近では、これまでの河川改修による治水だけでなく、国、県を挙げて流域治水ということで、様々な関係者によって治水に関する取組が進められております。中村川においては、被災後、早急に流域治水の推進会議を立ち上げて、関係者が全力を挙げて様々な取組を進めることになっております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、流域治水の取組状況について伺いいたします。

流域治水ということで、様々な関係者により取り組んでいくものではないですが、やはり治水対策の要は河川改修ということになってくると思います。

令和四年度の定例会等において、中村川は激特事業の採択を受け、五年間で五十億円もの予算を投じて重点的に河川改修を進める旨、御答弁をいただいております。また、以前から懸念されていた新富橋及びJR五能線の橋梁についても、架け替えに向け、具体的に動き出したと認識しております。

そこで、二点目として、河川改修事業の進捗状況について伺いいたします。

次に、木造住宅の耐震化についてであります。

宮下知事は、阪神・淡路大震災から三十年の節目となる去る一月十七日の記者会見において、青森県全体で自助や共助の強化を図るため、今後五年間で重点的に取り組む内容を「Aomori防災・減災強化Action Program」として取りまとめ、その内容を計画的に進めると発表されました。この説明の中で、大きな災害があったときには、まずは自分の身は自分で守るということが大前提になります、県民一丸となって取り組むべきプログラムだと思っって今回発表させていただいてますと語られております。

阪神・淡路大震災では、犠牲者のほとんどは自宅におけるものであり、死因のほとんどは家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死だと聞いてお

ります。また、昨年一月の能登半島地震においても、かなり住宅の倒壊被害が多かったと聞いております。大きな災害時に自分の身を自分で守るためには、住宅の耐震化についても非常に大切だと私は考えております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、県内の木造住宅における耐震診断、耐震改修に係る補助制度の内容について伺いいたします。

二点目として、耐震化の促進に向けた県の取組について伺いいたします。

最後の質問は、ツキノワグマの被害対策についてであります。

最近、ツキノワグマに関するニュースをよく見かけます。令和五年、令和六年は出没も多く、私の地元鰯ヶ沢町では人身被害も一件ずつ発生しました。今年に入ってから、通常冬眠している冬の間にも出没しており、今後も人身被害や農作物被害の発生が心配されます。

本県は白神山地に代表される豊かな自然に恵まれ、熊にとってもよい環境にあります。近年では人の生活圏にまで出てくるようになっており、人と熊の距離が近くなっていると感じております。被害の発生を防ぎながら人と熊の共存を図るためには、熊が人の生活圏に下りてこない対策が重要であると考えます。

そこで、県はツキノワグマの被害対策にどのように取り組んでいくのかお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。工藤兼光議員にお答えいたします。

私からは、まず、西海岸地域への誘客に向けた取組についてお答えいたします。

西海岸地域への誘客に向けて、県では、雄大な自然等を生かしたトレッキングやサイクリングなどのアウトドアスポーツによる旅行需要の

創出に取り組むとともに、国内向けには、令和八年三月の北海道新幹線開業十周年を見据え、ＪＲ東日本やＪＲ北海道と連携しながら、「リゾートしらかみ」を活用した誘客プロモーションを展開していくこととしております。

また、インバウンド向けには、自然体験や食、温泉、ゴルフ、スキーなど、外国人に魅力的な観光資源をSNS等で情報発信するとともに、海外の旅行会社へのセールス等の実施により、西海岸地域へのさらなる誘客につなげてまいります。

続きまして、津軽港のＯ＆Ｍ港利用により、今後想定される経済効果についてお答えいたします。

津軽港のＯ＆Ｍ港としての整備により、発電施設運転開始後の管理、保守の地元受注による直接効果、これに伴う雇用創出効果、地元企業の事業拡大及び雇用者の所得増加等による税收効果などが期待されております。私としては、地元鰯ヶ沢町や近隣市町村としっかり連携しながら、地域振興に取り組んでまいります。

続きまして、ツキノワグマの被害対策にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

ツキノワグマは、本県の豊かな自然生態系を構成する一部ですが、一昨年来、出没件数が大きく増加し、人身被害や農作物被害、市街地への出没などの問題が深刻化していることから、ツキノワグマの種としての存続を担保しつつ、人とのあつれきを低減し、共存できるよう、去る二月十八日に専門家等による検討委員会を立ち上げ、第二種特定鳥獣管理計画について、令和七年中に策定することといたしました。

また、ハンターの高齢化、減少が進行していることから、新たに新規狩猟免許取得や猟銃購入等に対する支援等を行うほか、市町村が実施する捕獲へのＩＣＴ技術の導入等を支援するなど、将来にわたって持続可能な熊の管理体制の構築を目指してまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 付加価値の高い米作りに向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、ブランド米の付加価値を高め、生産者の所得向上につなげるため、「青天の霹靂」を対象に、一般栽培の二倍の精米販売価格を目標とする「超・プレミアム米」の生産技術確立に取り組んでおります。

今年度は、化学肥料や化学農薬を使用しない有機栽培に農福連携を取り入れた取組を実証するとともに、生産された米を関西地区の小売店や米の現物取引市場において、取組内容をPRしながら試験販売を行ったところでございます。

令和六年産米は全国的に価格が高騰しているため、取組の成果が見えにくい状況ですが、小売店では一般栽培の「青天の霹靂」よりも一六％高く、現物取引市場では他の有機米と同等以上の価格で販売されたところでございます。

来年度は、新たに高度な精米技術を取り入れるなど、目標達成に向けて付加価値をさらに高める取組に挑戦してまいります。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 西北五地域における青森県地域医療構想の取組状況についてお答えいたします。

西北五地域においては、自治体病院等の機能再編成の取組などによる機能分化や機能転換が進められたことなどにより、地域医療構想で定めている必要病床数に着実に近づいております。また、圏域の中核的な役割を担っているつがる総合病院では、医師の増員や診療科の増加が図られています。

県としては、地域医療構想の実現に向けて地域医療構想調整会議を開催し、関係者間で医療提供体制に関する協議、検討を行うこととしているほか、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に向けた医療機関の取組を支援してまいります。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 県内中小企業の経営基盤強化に向けた県の取組についてお答えいたします。

県内中小企業は、議員にお話しいただきましたとおり、地域の経済や雇用を支えるなど重要な役割を担っていることから、県では、特別保証融資制度による金融面での支援のほか、経営面での支援として、中核的支援機関である21あおもり産業総合支援センターに企業経営等に係る専門家を配置し、経営革新や新事業展開等の相談にワンストップで対応するなどの取組を進めています。

また、新商品、新技術、新サービスの開発や販路開拓に対する助成を実施するとともに、首都圏等の発注企業に対し、自社製品や技術力をアピールする商談会を開催するなど、県内中小企業のニーズと成長段階に対応した多様な支援策を実施しています。

県といたしましては、今後とも、関係機関と連携し、企業の様々な経営課題に的確に対応しながら、県内中小企業の経営基盤強化にしっかりと取り組んでいきます。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

まず、稲作の省力・低コスト生産技術の確立に向けた県の取組についてです。

県では、米価の変動に左右されず、生産者が一定の所得を確保できる稲作経営を実現するため、慣行栽培で一俵当たり約一万千円を要する生産費を七千円以下に抑える「超・低コスト米」の生産技術の確立に取り組んでいます。

取組初年度の今年度は、五所川原市において、収量性が高いまっしぐらを対象に、育苗を必要としないV溝乾田直播栽培に低価格な肥料を組み合わせた実証試験を行った結果、生産費を約九千六百円に削減することができました。

来年度は、スマート農業技術を活用した施肥改善など、本県に適した省力・低コスト技術や多収技術を実証し、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、西北地域におけるつくり育てる漁業の推進に向けた県の取組についてです。

漁獲量の低迷が続く中、県では、つくり育てる漁業を推進しており、西北地域では、深浦港及び北金ヶ沢漁港において、平成二十七年度からサーモン養殖に関する飼育や販売などの試験に取り組み、平成三十年度には養殖事業がスタートしています。

今年度からは、両港において、サーモン養殖で発生する食べ残しの餌などを放流したナマコの餌とすることや、さらには、餌などが分解されて発生する栄養塩をワカメやアカモクの養殖に活用する実証試験を行うなど、多様な水産資源による持続可能な増養殖モデルの確立に取り組んでいるところです。

次に、西北地域における藻場整備に関する県の取組についてです。

海藻類が繁茂する藻場は、西北地域の重要な魚種であるウスメバルやハタハタ、ヤリイカなどの産卵、生育の場であるとともに、ナマコの隠れ場やウニの餌場となるなど、水産資源を回復する上で欠かせない役割を果たしております。

県では、令和五年度から国の補助事業を活用し、西北地域の十四か所において、海藻が付着しやすい面を多く持つコンクリートブロックの設置などの藻場整備に取り組んでいるところです。

これまでに、五所川原市脇元沖の二か所で整備を完了し、今年度から鯨ヶ沢町舞戸町沖及び深浦町田野沢沖の計二か所で整備に着手しています。

今後、深浦町風合瀬沖や広戸沖など、残り十一か所で藻場を計画的に整備し、西北地域における水産資源の回復に取り組んでいくこととしております。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問八件に順次お答えいたします。

まず、津軽自動車道柏浮田道路の整備状況と今後の取組についてです。

国直轄事業として整備が進められている津軽自動車道は、全体延長約三十八キロメートルのうち、これまでに約七割となる二十五キロメートルが供用されています。

未供用の区間については、柏浮田道路として平成三十年度から事業着手されており、令和五年度には県と地元つがる市とで協力してきた用地先行取得にめどがつき、現在は軟弱地盤対策等の道路改良工事が鋭意進められているところです。

また、県事業では、仮称木造インターチェンジへのアクセス道路となる県道稲盛千代町山田線のバイパス整備について、昨年度までに用地取得がおおむね完了し、現在は国と工程調整を図りながら道路改良工事を進めているところです。

県としては、引き続き、県議会や地元自治体の御協力をいただきながら、柏浮田道路の早期完成を国に強く働きかけるとともに、アクセス道路の整備を着実に進めてまいります。

次に、西津軽能代沿岸地域の道路整備に係る取組状況についてお答えいたします。

当該地域において、国道百一号は、青森県と秋田県をまたぐ唯一の幹線道路でありながら、近年の豪雨により、度々通行止めが発生する等、その脆弱性が課題であると認識しています。

これらの経験も踏まえ、県では、両県の沿道市町と共に令和五年度に勉強会を立ち上げ、県境付近の強靱化や優先順位を含むバイパス整備の進め方などについて、地元と認識の共有を図りながら議論を進めております。これらの状況を踏まえ、昨年九月には深浦町と秋田県八峰町との間で相互応援協定が締結されたほか、両町の地域防災計画も見直された

ところ です。

また、県事業では、追良瀬Ⅱ期バイパスを令和九年度までに部分供用する見通しで現在整備を進めているほか、今年度は新たに岩崎バイパスに事業着手しております。このほか、鰻ヶ沢町牛島地区を含むその他の区間については、事業中工区の進捗状況等も踏まえつつ、課題整理や今後の進め方について検討するなど、引き続き地元と連携しながら当該地域の道路整備を着実に推進してまいります。

続きまして、津軽港 O & M 港整備の進捗状況についてお答えいたします。

O & M 港の整備については、今年度上半期に施設配置計画を決定し、その後、測量と地質調査を経て、現在は設計業務において岸壁や護岸の具体的な構造、延長及び水深を検討しております。

そのほか、事業が現地環境に与える影響を評価するための環境調査を並行して実施しております。

次に、津軽港の来年度以降の整備内容についてお答えいたします。

津軽港は冬の風浪が激しく、管理、保守の拠点として用いるためには、所定の荷役稼働率を冬期においても確保する必要があります。

このため、岸壁、護岸等の施設については、港内を掘り込むことにより整備する予定としており、来年度は岸壁のブロック製作に着手し、再来年度以降は、現地にて岸壁、護岸等の工事を実施し、令和十一年度の供用開始を目指してまいります。

続きまして、中村川での流域治水の取組状況についてお答えいたします。

県では、令和四年八月に鰻ヶ沢町において発生した浸水被害を踏まえ、令和五年三月、町や国、鉄道事業者など様々な関係機関と協働し、おおむね十年間で取り組む中村川流域治水緊急対策を策定いたしました。

対策の具体的な内容としては、中村川の河川改修をはじめ、内水対策

の強化、森林整備や田んぼダムの推進、防災教育の実施など、ハード、ソフト一体となった多層的なものとなっています。

さらに、昨年七月には、特定都市河川浸水被害対策法の規定により、中村川を本県初の特定都市河川に指定しました。

この指定により、中村川流域において、水害対策に係る計画や協議会が法定化されるとともに、一定規模以上の開発に対し、雨水の流出抑制対策を義務づけるなど、法的枠組みの下、関係機関と連携し、流域治水の取組をより一層強力に進めているところです。

次に、中村川における河川改修事業の進捗状況についてでございます。

中村川では、再度災害防止のため、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河口から国道百一号新中村橋上流までの一・四キロメートル区間において、河道拡幅や掘削、新富橋の架け替えについて、令和四年度から八年度までの五年間で集中的に進めることとしています。

今年度は、舞戸橋上流における護岸整備を引き続き進めるとともに、新中村橋から上流において実施している築堤や河道掘削がおおむね完了する見込みです。

また、河道の整備に伴い、治水上の支障となる J R 五能線及び新富橋について、橋梁架け替えの設計を実施しております。

今後とも、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら取組内容の周知に努めるとともに、流域の関係者と連携してスピード感を持って河川改修事業を含む中村川における流域治水の取組を進めてまいります。

続きまして、木造住宅の耐震化に係る補助制度の内容についてお答えいたします。

県では、昭和五十六年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を対象として、事業主体となる市町村が実施する補助のうち、耐震診断については平成十九年度から、耐震改修については平成二十三年度から、それぞれ市町村に対して補助を行っております。

補助額は、耐震診断については十三万六千円、耐震改修については上限百二十万円としており、それぞれの実績は、昨年度末時点で耐震診断が三百五十五戸、耐震改修が十七戸となっております。

さらに、令和七年度からは、令和六年能登半島地震での木造住宅の倒壊の状況等を踏まえて、建築基準法が改正された平成十二年以前に建築されたものまで補助対象範囲を拡充すること及び資材価格高騰等を踏まえた耐震改修に係る補助限度額の見直しを行う予定としており、そのために必要な予算案について、本定例会で御審議いただいているところです。

最後に、木造住宅の耐震化の促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、木造住宅の耐震化に係る補助事業の活用につきまして、住宅の所有者等に向けたSNSなどを活用した積極的なPR、建築士や工務店等を対象とした技術力の向上を図るための講習会などの開催に取り組んでおります。

また、事業主体となる市町村に対しては、補助事業の創設や拡大、市町村広報紙等への掲載などについて、引き続き働きかけを行ってまいります。

○議長（丸井 裕） 工藤議員。

○四十一番（工藤兼光） 知事から、また副知事から御答弁をいただきありがとうございました。ありがとうございます。また、各部長からも答弁をいただいて、ありがとうございます。そして、特に農林水産部長、魚の養殖、餌をあげる、そのおこぼれを利用してナマコを育てるという、よくいいアイデアをつくったものだなと思って感心していました。どうぞ皆さんよろしくお願いします。

終わります。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時二十分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十五番今博議員の登壇を許可いたします。——今議員。

○三十五番（今 博） 新政未来の今博でございます。通告に従いまして質問いたします。

最初は、A―Tubeを活用した県政広報の在り方とその影響についてです。

これまで本県の県政報告は、新聞、テレビが中心でしたが、宮下県政ではインターネットメディアを積極的に活用しており、その中枢がYouTubeチャンネル「A―Tube」です。私自身、SNSなどのメディアについて、正直なところ、十分理解しているとは言えません。だからこそ、新たな情報発信の在り方がどのような役割を果たしているのか改めて考える必要があると感じています。知事自らが動画に出演し、県民に直接語りかけることで、県は情報を身近に感じやすくする広報戦略を進めています。これは、デジタル時代に適応した広報の形であり、県政の情報を分かりやすく伝える手法の一つと言えます。

一方で、新たな広報手法が進む中、その在り方や影響について考えるべき点もあるのではないのでしょうか。

そこで、次の三つの視点から質問いたします。

第一は、知事自身の情報発信力と県政広報の境界線です。A―Tubeで知事が直接施策を説明することで県の考えが伝わりやすい一方、知事個人の発信と受け取られる可能性もあります。実際、A―Tubeは県庁ではなく、知事の個人チャンネルと思っている県民もいます。県として広報のバランスをどう考え、発信の在り方を工夫しているのかお伺いします。

第二は、A―Tubeと報道機関の関係です。従来の新聞、テレビは

オールドメディアとも言われ、影響力の低下が指摘されています。本県の報道機関は県の発表内容を正確に伝える役割を果たしていますが、A―Tubeの活用が報道機関との関係にどのような影響を与えているのか、また、今後の情報のやり取りについてどのように考えているのか、併せて伺います。

第三は、A―Tubeによる広報と施策の自己評価です。A―Tubeは施策のPRが中心ですが、成果や課題、今後の改善点についても発信することが重要です。県政の説明責任の観点から施策の自己評価をどのように位置づけ、今後の情報発信をどのように考えているのか、併せて伺います。

次は、県立進学校の競争力強化と難関大学進学支援及び次世代リーダー育成について、県及び県教育委員会の姿勢をお伺いします。

青森高校、弘前高校、八戸高校、これら県立進学校は、長年にわたり本県の優秀な人材を育て、社会に送り出してきました。多くの卒業生が難関の国立・私立大学に進み、そこで培った知識と経験を生かし、県内はもちろん、国内外で活躍しています。

しかし、近年、出願倍率の低迷や学力レベルの低下が懸念されています。このままでは優秀な生徒が高校進学を機に県外へ流出し、戻らなくなる可能性があります。それが続けば地域のリーダーとなる人材の確保が難しくなります。

そこでまず、進学校の競争力低下をどのように認識し、課題をどう捉えているのか、教育長の見解を伺います。

二つ目は、全国レベルとの競争環境の比較について質問いたします。少子化とは関係なく難関大学の倍率は高止まりしており、特に私立大学では一般選抜枠が限られ、熾烈な競争が続いています。一方、全国に名が知れた公立進学校では、特別カリキュラムの導入や大学教授による指導など、進学支援策を充実させています。本県の県立進学校と全国の公立進学校を比較した場合、どのような違いがあり、どのような課題を

抱えているのか、また、今後の改善策の認識と対応についてどのように考えているのか、教育長の見解をお伺いします。

三つ目は、競争力維持向上に向けた施策の評価について質問いたします。

進学校の学習環境向上のため、県教育委員会は様々な施策を行っていますが、それらの成果は明確に示されていません。また、県立進学校の難関大学進学率は、全国と比較してどの水準にあるのかも分かりません。現在の進学校支援策の成果をどのように評価、検証しているのか、また、県立進学校の進学率は全国と同規模校と比較してどの水準にあるのか、不足する要素の分析と今後の施策の方向性について、教育長の見解を伺います。

四つ目は、次世代リーダーの育成について質問いたします。

本県の未来には地域を牽引する人材が不可欠です。知事自身も青森高校から東北大学へ進学し、官僚経験を経てむつ市長となり、現在、県政の重責を担われております。まさに地元で学び、難関大学で得た知識とその後の経験を故郷に還元するという本県における人材育成の好例と言えます。しかし、少子化の進行や進学校の競争力低下により、知事と同様の道を歩む生徒は減少しています。

青森県人づくりビジョンでは、チャレンジ精神の醸成や、知識、スキルの習得を掲げていますが、難関大学進学支援の具体策が十分に示されておらず、また、進学後に県内回帰を促す施策についても明確な方針が見えてきません。

そこで、青森県人づくりビジョンにおいて難関大学進学支援をどのように位置づけていくのか、今後十年、二十年を見据えた県立進学校の競争力向上策と難関大学進学者の県外流出を防ぐ施策について、知事の御見解を伺います。

三つ目は、青の煌めきあおもり国スポを契機とした競技力向上とスポーツ文化の定着、さらには、レガシーの形成について質問いたします。

国民スポーツ大会は、国内最大級のスポーツの祭典です。本県にとって単なる競技大会ではなく、選手と指導者の力を伸ばし、スポーツを文化として根づかせる契機とすべきものです。重要なのは、国スポを一過性のイベントにせず、次世代の青森県をつくる機会にできるかどうかです。今回の質問では、第八十回国民スポーツ大会、第二十五回全国障害者スポーツ大会のうち、十月に開かれる本大会に焦点を当て、国スポは地方創生にかなっているのかという観点から三点質問いたします。

競技スポーツの強化には地元の生え抜き選手の育成が不可欠です。一方で、開催地には予選免除の枠があり、競技得点を稼ぐために県外の有力選手を招聘する手法が慣例となっております。

そこでお伺いします。

本大会に向け、本県がスポーツ専門員として招聘する選手の総数はどの程度見込んでいるのか、また、スポーツ専門員が本県選手団に占める割合、さらに、過去の開催県との比較で本県の招聘規模の位置づけについてお示しください。

スポーツ専門員の招聘は、国スポの成績向上に直結します。しかし、それだけで終わってしまつては競技力の持続的な向上にはつながりません。大会後、彼ら、彼女らがどれだけ県内に残り、地域スポーツの発展に貢献するかが重要です。そのためには招聘した人材が本県に定着し、指導的役割を担い続ける仕組みが必要です。

そこでお伺いします。

県は、大会後の定着を促進するため、どのような具体的な施策を準備しているのか、また、その計画のスケジュールについてお聞かせください。

本県はスポーツが盛んな青森県を掲げ、国スポ青森大会では男女総合優勝の天皇杯、女子総合優勝の皇后杯獲得を目標としています。しかし、それ以上に大切なのは、大会が終わった後、本県にどのようなスポーツ文化を根づかせ、各地域で育てていくかです。例えば子供たちが憧れる

トップアスリートによる日常的な指導環境の整備、国スポを契機に地域住民がスポーツに親しみ、健康づくりに生かせる仕組み、大会後も活用できる競技施設の有効活用策の検討、こうした取組がスポーツのレガシーとして県の未来につながると考えます。

そこでお伺いします。

県及び県教育委員会は、国スポ青森大会を契機にレガシーを見据えた取組を進める意向があるのか、また、その道筋をどのように描いているのか具体的な計画をお示しください。

四つ目は、災害時におけるトイレカーの配備と運用の在り方についてお伺いします。

県は、今定例会の補正予算案で自走式トイレカー一台の購入費として千百万円を計上しました。導入されるトイレカーは、軽トラックの荷台を改造した専用車両で、トイレ二室を備え、温水洗浄機能付便器と手洗いが設置されています。衛生的なトイレ環境の確保は単なる快適さの問題ではなく、被災者の健康や命に直結する課題です。このたびのトイレカー導入は、防災対策の一環として評価できるものです。しかし、単に導入するだけでは意味がなく、どこにどのような基準で配備し、どう運用するかが明確でなければ実際の災害時に十分に活用できません。そこで、次の二点について質問いたします。

まず、トイレカーの配備、派遣のルールについてです。

県内では広域避難所の仕組みがなく、災害時には各市町村の指定避難所、指定福祉避難所に分散して避難します。そのため、どの避難所に優先的にトイレカーを派遣するのか明確な基準を定めておくことが不可欠です。例えば高齢者や障がい者が避難する福祉避難所を優先するのか、人口密度や避難者数の多い避難所を基準とするのか、被害状況に応じた出勤基準をどう設定するのか、こうした基準が明確でなければ緊急時に判断が遅れ、避難所の衛生環境が悪化するおそれがあります。県が主体となり、配備、派遣の優先順位を明確にすることが求められます。

そこで、一点目として、指定避難所及び指定福祉避難所に対するトイレカーの配備、派遣の優先基準をどのように設定するのか。

二点目として、災害発生時の迅速な出動体制を確保するため、県が主導して運用方針を定める考えはあるのか、併せて伺います。

次の観点は、市町村のトイレカーとの連携と役割分担です。

八戸市が先月、自走式トイレカー三台の導入を発表しました。また、むつ市も今月に配備予定と聞いています。このように、県内の自治体が独自にトイレカーを導入する動きが広がる一方、県のトイレカーとの調整が不十分であれば、重複した配備や非効率な運用につながる可能性があります。

そこで、一点目として、県が保有するトイレカーを適切に配置、出動させるため、市町村の状況や要請を踏まえた出動基準及び調整方法をどのように定めるのか。

二点目として、市町村が独自に導入するトイレカーと県のトイレカーの役割分担をどのように整理し、連携の下で効果的に運用する調整方針をどのように定めるのか、併せて伺います。

五つ目は、西部海区漁業調整委員会の委員選考の在り方と審査の透明性について伺います。

漁業調整委員会は、漁業者の声を反映し、漁業の健全な発展を支えるために重要な役割を果たす機関です。しかし、その委員の選考過程が不透明であれば、漁業者の信頼を得ることはできません。

現在の第二十二期委員は今年度末で任期満了を迎えます。しかし、この任期中に漁業者委員二人が辞任し、さらに当時の会長も県の考え方と相入れないと発言した上で辞任するなど、委員会運営において異例の事態が続きました。

一方、かねてから漁業者委員の地域分布には偏りがあるとの声があり、今年の一月の農林水産委員会では、自由民主党会派の齊藤爾委員が、漁業者委員がいない地域があり、問題だと指摘されました。西部海区の

管轄地域でもなければ、海とも縁のない弘前市が地元の齊藤議員が海沿いの自治体の地域バランスにまで気を配るとはなかなか興味深い話です。特に日本海沿岸の中泊町、五所川原市から委員が選ばれていない点を問題視したものと見られます。

その指摘も一因となったのか、今定例会に提出された第二十三期委員の任命議案には、新たに中泊町の漁業者が記載されました。県は地域的な偏りがないよう考慮していると説明しておりますが、その選考過程や調整の内容は十分に明らかにされていません。審査要領には、審査結果は原則非公開と明記されていますが、審査過程の透明性の確保は行政の公平性を担保する上で重要だと考えます。また、審査結果そのものではなく、審査の過程に関する一般的な情報は公表できるはずであり、次の二点について質問いたします。

一点目として、第二十三期委員の選考において、応募者、候補者、そして候補とならなかった方々の人数や区分、市町村の内訳はどうなっていたか、また、最終的な委員の地域分布はどのようになったのか、その上で、選考過程において地域バランスの公平性どのように考慮したのか具体的にお示しください。

二点目として、県は漁業者委員の選定において、どの審査項目を最も重視したのか、また、その判断に至った背景や理由を御説明願います。さらに、西部海区の日本海北側は、大臣許可漁業と知事許可漁業の操業区域が一部重なっているところがあると聞きます。沖合底引き網漁、定置網漁、刺し網漁といった漁法や漁船の規模の違いが地域バランスの調整にどのような影響を与えたのか、こうした漁業形態ごとの偏りがないよう公正な選考が行われたのか御説明願います。

六つ目と七つ目の項目は、洋上風力発電に関する質問です。

洋上風力発電事業が行われる海域には、一般海域、港湾区域、漁港区域の三種類があります。それぞれ適用される法律が異なり、管理者も国であったり、都道府県であったりするため、事業の進め方や審査基準も

異なります。六項目めでは、県が管理者となつてゐる小泊漁港区域で計画中の洋上風力発電に焦点を当て、県の審査基準や合意形成の在り方、県の関与について伺ひします。

まず、県の審査基準では、漁港区域での洋上風力発電事業の占用期間を原則十年以内としています。しかし、一般海域では国が公募を行い、選ばれた事業者が洋上風力発電を行う場合、最長三十年の占用が認められています。一方、公募を行わずに事業者が洋上風力発電を行う場合は、条例や審査基準に基づき占用期間が定められています。

そこで、一点目として、県の審査基準における漁港区域の十年以内という制限は、一般海域で公募を行わない事業と同じ基準で設定されたものなのか、また、その法的・制度的根拠は何なのか具体的に示してください。

二点目として、一般海域で公募を行わずに行われている洋上風力発電事業で既に稼働している事例があるのか、また、それらの事業の占用期間はどのように設定されたのか、条例や審査基準を含め、御説明をお願いします。

中泊町は、小泊漁港区域での洋上風力発電事業を進めるため、日本風力開発株式会社と共同でミラストイルという会社を設立いたしました。事業者側が申請した水面占用許可は、昨年七月、県によって不許可となりました。

そこでお尋ねします。

その後、事業者側は再申請を行ったのか、また、県はそれを受理したのか、現時点での状況をお聞かせください。また、県の審査基準では、協議会の設置と合意形成が求められています。しかし、仮に合意形成が十分でない場合でも、事業者側が申請すれば県はこれを受理し、審査を行うのか、その判断基準について明確に御説明ください。さらに、審査基準には、地域の合意形成の状況についても十分に勘案の上、審査を行うと明記されています。この勘案とは具体的に何を意味するのか、また、

合意形成はどの程度の水準まで確保することが求められるのか、県の考え方や判断のよりどころを分かりやすく御説明願います。

現在、中泊町の小泊漁港区域では、日本風力開発株式会社が主体となり、協議会設置の検討が進められているということです。町としても、協議会運営規程の策定に向け、県と調整を進める意向を示しています。そこでお尋ねします。

県はこの状況をどのように把握しているのか、また、協議会に対して県はどのような立場で関与するのか、単なる調整役にとどまるのか、それとも主体的な役割を果たす考えがあるのかお聞かせください。さらに、一般海域での洋上風力発電案件である青森県沖日本海南側は着実に進んでいるのに対し、小泊漁港区域の案件は許可申請や協議会設置の段階で足踏みしている状況にあります。こうした進捗格差を踏まえ、合意形成や関係機関との協議が難航した場合、県はどのような調整や支援を行うつもりなのか、事業推進に向けた助言や支援策について、県の検討方針を伺います。

続いて、港湾区域における洋上風力発電に関する質問として、むつ小川原港での事業を取り上げます。

この事業は、再生可能エネルギーの推進と地域振興の両面から大きな期待が寄せられてきました。事業を担うむつ小川原港洋上風力開発株式会社は六ヶ所村に本社があり、八戸市や六ヶ所村の地元企業が中心となつて設立した特別目的会社です。また、地球温暖化対策事業を支援するグリーンファンドから五億円の出資を受けています。基金を所管する環境省の担当者によりますと、むつ小川原港での洋上風力発電事業は、日本のトップランナー案件と位置づけられていたということです。

しかし、県がこの事業者を決定してから十年、当初の計画から大幅に遅れ、いまだ着工の見通しは立っていません。なぜここまで遅れているのか、計画変更の妥当性はどうか判断されているのか、そして、県はこの事業をどこまで支え、どこで線を引くのか、この事業の未来を見極める

ため、県の考えを伺います。

当初、むつ小川原港の洋上風力発電事業は二〇一六年度に着工し、二〇一八年度に運転を開始する予定でした。しかし、計画は停滞し、進展が見られないまま年月が経過し、昨年三月には運転開始予定が二〇三二年春に延期されました。さらに、計画区域も変更され、南側の新納屋区域が除外される一方で、北側の尾駸区域が拡大され、発電規模は当初の三倍となる二十四万キロワットへと変更されています。

ここで伺います。

県は、こうした計画変更をどのように評価し、妥当性をどのように検証してきたのか、事業の進捗を管理する立場として具体的な説明を願います。

この事業の進捗が遅れている要因の一つとして、三沢対地射爆撃場の存在が挙げられます。風車の大型化に伴い、戦闘機の訓練に影響を与える可能性が指摘され、防衛省との調整が必要になったためです。結果として、環境アセスメントの手続を改めて行うことになり、計画の再調整を余儀なくされました。

ここで伺います。

一点目として、県は事業決定時にこの問題をどの程度想定し、事業者とどのように対応してきたのか。

二点目として、県は防衛省との調整についてどのような情報を把握し、リスク管理してきたのか御説明ください。

二〇一七年、環境省のグリーンファンドから五億円の出資が決まった際、港湾の権利関係、技術的な課題、コスト面の問題が懸念事項として挙げられ、継続的なモニタリングが求められていたということです。しかし、七年が経過した現在も事業の進捗はほとんど見られません。

そこで伺います。

一点目として、県は出資時の課題をどの時点で把握し、どのように対応してきたのか。

二点目として、出資を決めた一般社団法人グリーンファイナンス推進機構によるモニタリングの過程で県はどのように関与し、事業の遅延をどのように評価しているのか明確に御説明ください。

むつ小川原港での洋上風力発電事業において、深刻な課題の一つが発電後の送電ルートの確保です。六ヶ所村の変電所は既にメガソーラーによって容量が埋まっており、新たな電力の受入れが厳しい状況ということです。送電容量に余裕のある上北変電所までは距離があり、送電線の整備には多額の費用がかかるかとされています。

そこで伺います。

一点目として、県は事業決定時に送電問題をどの程度認識し、どのような対策を検討してきたのか。

二点目として、今後も送電の見通しが立たない場合、県は事業計画の可否をどのように判断するのか具体的な方針をお示しください。

事業者のむつ小川原港洋上風力開発株式会社は、二〇三二年春の運転開始を目指していますが、既に十四年の遅れが生じており、この計画の実現可能性は極めて不透明です。

そこで伺います。

一点目として、県はこの運転開始予定をどのように評価しているのか。

二点目として、今後さらに遅延が生じた場合、県は追加支援を行うのか、それとも計画見直しや事業者の再選定を含めた対応を考えるのか、どのように判断基準を定めるのか御説明を願いたいと思います。

最後は、本県のエネルギー政策の未来像についてです。

先月、新たなエネルギー基本計画が閣議決定されました。再生可能エネルギーを最大電源としつつ、原子力も最大限活用すると方針が示され、国のエネルギー政策は新たな局面に転じました。

こうした中、本県のエネルギー政策もまた一つの節目を迎えていると。本県の太平洋には六ヶ所村の核燃料サイクル施設をはじめとする関

連施設が集積し、原子力政策の根幹を担っています。そして、日本海側では洋上風力発電の導入が進み、新たなエネルギー供給の役割を担う地域として期待されています。すなわち、本県は東の原子力、西の洋上風力という二つの軸で日本のエネルギー政策を支える全国的にも特徴的な存在です。

しかし、現実はその単純ではありません。原子力については安全性を大前提に地域との共存共栄を一貫して追求している。知事が就任して以来、青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議で持続可能な共生の在り方を模索しています。一方で、太陽光や陸上・海洋風力といった県の豊かな資源に着目した事業を相次いで進めてきましたが、県民は地域発の恩恵を十分享受しているとは言えません。こうした課題を解決するため、県は今定例会において青森県再生可能エネルギー共生税条例案及び青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案を提案しています。

そこで、知事に伺います。

これまで数々のエネルギー施策を展開していますが、判断を下すに当たり、最も重視した……

○副議長（寺田達也） 今議員に申し上げます。質問時間を超過しましたので、質問をやめてください。

○三十五番（今 博） はい。知事に対して、どのような未来像を……

○副議長（寺田達也） 質問をやめてください。

○三十五番（今 博） はい。示しているか教えてください。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 今議員にお答えいたします。

私からは、まず、A―Tubeを通じた情報発信をどのように工夫しているのかについてお答えいたします。

多くの県民の皆様に県の施策を身近に感じてもらうためには、私自身

が先頭に立って、あらゆる機会を通じて自分自身の言葉で積極的に発信していくことが非常に重要であると考えております。

A―Tubeでは、私のみならず、各施策を担当する職員や各方面で活躍する多彩な県民の皆様とのやり取り、現場の空気感なども交えてコンテンツを制作しており、今後も県政情報をより立体的に、分かりやすく発信できるよう工夫して取り組んでいきたいと考えております。

次に、情報発信手法の変化による影響及び報道機関との情報共有の在り方についてお答えいたします。

A―Tubeによる記者会見のライブ配信等により、県政情報をよりタイムリーに、スピーディーに発信するとともに、会見内容をアーカイブとしていつでも見返すことができるなど、県民の皆様にとって身近で有意義なメディアとなるよう心がけております。

一方で、新聞、テレビ、ラジオなどの報道は、県民の皆様が県政情報を得る上で極めて重要であるとも認識しております。今後も積極的にプレスリリースを行い、取材や記者会見等の場を通じて報道機関へ丁寧な情報提供を進めていきたいと考えております。

続きまして、情報発信の在り方をどのように考えているのかについてお答えいたします。

県の広報においては、県の施策をしっかりとPRすべきであると私は考えています。その上でA―Tubeは、施策のPRのみならず、記者会見を含め、本県の今、あるいは本県の政策課題など、よりリアルな情報を幅広く発信していると認識しております。

また、SNS等を活用して視聴者の皆様から御意見を募り、コンテンツづくりに反映させるなど、視聴者とコミュニケーションを図りながら多角的に情報を発信するよう努めており、今後も県政情報が多くの県民の皆様により正確に、より分かりやすく届くよう、創意工夫を凝らしながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、国スポに関する質問のうち、レガシーを見据えた取組と

その道筋についてお答えいたします。

国スポ冬季大会、国スポ大会及び障スポが一体となった完全国スポ・障スポを契機に、県民みんなで競技を観戦する、あるいはボランティアとして関わるなど、スポーツをする、見る、支えるといった様々な関わりを通じて盛り上げていくことが重要であると考えております。

大会期間中は多数の来県者が見込まれ、県民と触れ合う場面が多く生まれることから、宿泊、飲食等の経済効果はもとより、交流人口の拡大及び本県の自然や食などの魅力発信により、大会終了後も含めた地域経済の活性化も期待されます。

大会準備段階から県民の皆様が盛り上がりつついき、基本目標の「オールあおもりで感動を創出し、県民のレガシーとする」ために、青森らしさあふれる大会に向けた様々な取組を着実に進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 次世代リーダーの育成についてお答えいたします。

青森県人づくりビジョンは、県基本計画の人づくり施策に係る個別計画であり、基本計画に掲げるめざす姿の実現に向けて、各分野における人財育成の方向性を体系的に整理したものです。

ビジョンでは、将来予測が困難な時代にあっても、失敗を恐れずに様々なことに挑戦する「「チャレンジングマインド」を持った人づくり」を柱の一つとし、これからの時代に求められる「生きる力」を備えた人財の育成、ふるさとへの愛着と誇りを持つ人財の育成、国際的素養を身に付けたグローバル人財の育成などに取り組むこととしております。

県としては、関係部局と連携し、関係機関と協力しながら、次世代の本県を担う人づくりに取り組んでまいります。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 洋上風力発電事業に関連いたします。公募によらない一般海域での稼働事例と、その占用期間設定に関する条例や審査基準等についてお答えいたします。

一般海域における再エネ海域利用法による公募手続を行っていない洋上風力発電事業といたしましては、同法施行前に開始された福岡県北九州市沖や長崎県五島列島沖での実証事業などがあります。

これらの事例では、都道府県条例等による海域占用許可が行われており、その占用期間は三年以内とされています。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問五点にお答えいたします。

まず、西部海区漁業調整委員会の漁業者委員候補者選定における地域バランスについてです。

西部海区漁業調整委員会の委員については、二十二名から応募があり、十五名を候補者としてしました。このうち、漁業者委員については十六名から応募があり、十一名を候補者としたところです。

漁業者委員候補者の住所については、深浦町が三名、平内町二名、鰯ヶ沢町、つがる市、中泊町、外ヶ浜町、野辺地町及びむつ市でそれぞれ一名となっているところですが、候補者とならなかった応募者の住所については、関係法令により公表の対象外とされています。

漁業者委員の候補者選定に当たっては、漁業関係法令及び国が示したガイドラインに即して定めた要綱や審査要領に基づき、住所はもとより、漁業種類や操業区域などに著しい偏りが生じないよう配慮して選定したところです。

次に、漁業者委員候補者の選定において重視した項目等についてです。

海区漁業調整委員会の委員については、漁業に関する識見を有し、委員会の所掌事項に関し、職務を適切に行うことができる者のうちから、

年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮した上で、知事が議会の同意を得て任命することとされています。

漁業者委員については、これらに加え、漁業種類、操業区域及び住所または事業場を有する地区についても著しい偏りが生じないよう配慮しなければならぬとされており、県では、これらの点を総合的に判断し、候補者を選定したところです。

次に、漁港区域における洋上風力発電事業に関する御質問のうち、審査基準における占用許可の期間についてです。

令和六年九月に県が定めた審査基準における漁港区域での風力発電施設に対する占用許可の期間は、地方自治法に基づく技術的助言として国が定めた漁港区域への風力発電施設設置に関する漁港管理者向けガイドラインに準じて、原則十年以内としたものです。

次に、昨年七月に占用許可申請が不許可とされた事業者の再申請について、また、合意形成と申請受理の関係性についてです。

県では、令和六年七月に事業者からの占用許可申請を不許可処分とした以降、再度の申請は受けておりません。

次に、合意形成と申請受理の関係性については、県が定めた審査基準において、利害関係者による合意形成の有無を申請の要件とはしておりません。

また、審査基準において合意形成の過程については規定していませんが、十分な合意形成が行われないまま申請があった場合、風力発電施設設置による漁港の利用、保全への影響などの審査において課題が残ることが想定されることから、関係者全員の合意が望ましいと考えています。

最後に、小泊漁港区域での洋上風力発電計画における県の協議会への関与等についてです。

県では、事業者から問合せがあった合意形成の進め方について、利害関係者が一堂に会して協議する場を設置するなど、丁寧な合意形成のプ

ロセスが確保されることが必要である旨説明したところですが、事業者や町の具体的な動向については把握しておりません。

また、小泊漁港区域における洋上風力発電事業に係る協議会が設置され、当該協議会から要請があった場合は、県は漁港管理者として協議会に参画することとしており、占用許可権者でもあることから、合意形成に向けた関係団体等との調整は事業者が主体的に行うものと考えております。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） むつ小川原港洋上風力発電事業についての質問五点に順次お答えいたします。

まず、事業計画の変更への県の評価についてでございます。

令和四年に事業者から事業の採算性確保のため、事業規模の拡大について県に相談があり、関係者との調整が行われた後、翌年に県が事業者公募検討協議会を開催し、事業計画の変更について審議を行いました。協議会での審議において、事業者からは、出力十六万五千キロワットへの変更等の変更計画の概要、水域利用者との調整状況、具体的な風車配置案等について説明があり、これらの情報を基に港湾計画との整合性、船舶の航行安全、環境への影響等の観点で審議を進め、令和五年九月に計画を承認したところです。

次に、防衛省との調整への県の関わりについてお答えいたします。

平成二十七年の事業者公募の際には、近隣に米軍が使用する三沢対地射撃場が存在することを踏まえ、東北防衛局との十分な協議と調整が必要である旨を公募要項に明示しており、その後、同要項に基づいて事業者は具体的な計画を持って東北防衛局との間で調整を行いながら事業を進めている旨、承知をしております。

このような中、令和五年に事業者は風車配置等の変更を検討し、これを受けて、県では同年九月に事業者公募検討協議会を開催し、事業計画の変更について審議し、承認いたしました。

次に、グリーンファンドによる出資と事業の進捗に関する御質問にお答えいたします。

平成二十九年五月、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構がむつ小川原港洋上風力発電事業に対し、五億円の出資を決定したことが公表されました。同機構では、風況がよい洋上風力発電の適地であっても、一般的に事業海域の権利関係や技術・コスト面での課題があることから、調査・開発段階から出資することで事業化を促進し、得られる技術関連情報が日本型洋上風力発電事業の発展に寄与することを期待して出資しているものです。

県では、公募の段階からこれらの一般的な課題については認識しており、同機構によるモニタリングとは別に、事業者に対し随時進捗の確認をしており、令和五年九月の事業計画変更以降は三か月に一回の報告を受ける体制を整え、継続的に進捗管理を行っております。

現在、事業者からは、物価高騰及び円安の影響で投資額が増加し、事業採算性が担保できないことなどから、コスト低減策等の検討を進めているとの報告を受けております。

次に、送電に係る課題と事業継続の可能性についての御質問にお答えします。

事業者決定当時、むつ小川原港周辺では送電線の整備が必要であったことから、事業者と近隣風力発電事業者との共同出資により特別目的会社、いわゆるSPCが設立され、送電線整備の検討が進められていました。

県としては、送電線整備の実現の見通しに引き続き留意が必要であるとの認識から、検討状況について随時事業者から報告を求め、確認してまいりました。

令和三年には、送電線などの送変電設備の空いている容量を活用して新しい電源を接続する、いわゆるノンファーム型接続が可能となったことから、現在は東北電力ネットワーク株式会社の送電線への接続につい

て、事業者において検討が進められているものと認識しております。

最後に、当該事業の今後の進捗に応じた県の対応方針についての御質問にお答えいたします。

変更された事業計画では、運転開始時期が二〇三一年六月とされていることから、県としましては、コスト低減策の検討状況と併せて、運転開始時期の見通しについても、随時事業者を確認してまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） トイレカーの配備・運用体制について四点御質問いただきました。

まず、指定避難所及び指定福祉避難所に対するトイレカーの配備、派遣の優先基準の設定、そして、迅速な出動体制を確保するため、県が主導して運用方針を定めるべきという二つの御質問についてでございます。

災害発生時のトイレカーの配備等の運用の検討につきましては、能登半島地震における対応等を踏まえ、国が検討している災害時に活用可能なトイレカー等の登録制度の内容を参考に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、適切に配置、出動させるため、市町村の状況や要請を踏まえた出動基準及び調整方法について、また、市町村が独自に導入しているトイレカーと県が保有するトイレカーの効果的な運用についてという二つの御質問でございます。

県内に所在するトイレカーを有効に活用できるよう、議員からの御意見も考慮し、国の登録制度を参考に、市町村とも協議しながら、トイレカーに係る応援、受援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問六点にお答えいたします。

まず、県立進学校の競争力強化と難関大学進学支援及び次世代リーダ

ー育成に係る質問のうち、進学校の競争力低下と課題の認識についてお答えいたします。

中学校卒業者が減少する中、県立高校における全日制課程の志願倍率は、現行の入学選抜制度が開始された平成二十七年においては一・一〇倍、令和七年度においては〇・九三倍となっております。

県教育委員会としては、生徒一人一人が大学進学も含めた進路志望を達成できるよう、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や高校間の連携を通して、社会人、職業人として自立していくために必要な能力や態度の育成に取り組んでいるところです。

これらの取組を踏まえながら、引き続き、魅力ある高等学校づくりを推進してまいります。

次に、本県の県立進学校の学習環境の課題の認識についてお答えいたします。

いわゆる難関大学を目指す生徒が多い県立高校では、他県と同様に生徒の進路志望を達成できるよう工夫した教育課程を編成しており、総合的な探究の時間等において、大学や研究機関等と連携した教育活動を行っているっております。

また、本県の課題として、各校が地理的に分散しており、同じ志を持つ高校生同士が共に学ぶ機会が少ないことから、県教育委員会では、県内各地区から複数の高校の生徒が一堂に会し、実績のある予備校講師の講義を受ける最難関大学志望者合同学習会を開催するとともに、教員の指導力向上に向けた取組を行ってまいります。

次に、県教育委員会が導入した進学支援策の成果、進学校の進学率の全国との比較水準、今後の施策の方向性についてお答えいたします。

令和五年度高等学校卒業者の大学等進学率は、全国平均で五七・七％、本県は五四・四％となっておりますが、東北では宮城県に次いで高い数字となっております。また、本県では、医師確保に向けて、医師を志す高校生支援事業等に取り組んできたところであり、事業開始以前は毎年四

十名前後で推移していた医学部医学科の合格者数は、生徒数が減少している中にあっても、過去十五年間七十名前後を維持しております。これは、各学校での適切な進路指導に加え、県教育委員会と学校との連携によるものと考えております。

県教育委員会では、予測困難な時代においても、子供たちが自ら未来を切り開いていく力を育むことが大切であると考えており、あおもり創造学などの探究的な学習を推進していくことにより、生徒が主体的に学ぶ力を身につけられるよう取り組んでいきます。

次に、あおもり国スポ本大会に向け、本県が招聘予定のスポーツ専門員の総数と、本県選手団に占める割合、また、過去の開催県と比較した本県の位置づけについてお答えいたします。

青森県競技力向上対策本部では、全国及び国際大会等で活躍するトップアスリートを県内企業等への就職につなげるため、一時的にスポーツ専門員として雇用することがあります。

このスポーツ専門員については、令和七年二月現在の人数は二十二名となっております。そのうち、本大会競技に関わる人数は二十名となっており、あおもり国スポに向けて、今後増える可能性があります。また、昨年の佐賀国スポに出場したスポーツ専門員は十三名で、本県参加選手総数四百二十七名に占める割合は約三％となっております。

なお、先催県における雇用人数は公表されていないため、本県の規模については比較することができません。

次に、スポーツ専門員の県内定着に向けた取組についてお答えいたします。

スポーツ専門員の県内定着に向けては、令和元年度から実施している選手・指導者の雇用環境充実支援事業において、青森県競技力向上対策本部内に設置した職業紹介所であるジョブスポあおもりを通じ、選手としての活動に理解のある県内の企業や学校法人等の御協力をいただきながら、選手への県内就職をあつせんしております。

また、令和五年度からは、ジョブスポあおもりを通じて選手を雇用した企業等に対して奨励金を支給するとともに、就職した選手への強化活動費を支援するなどしております。

県教育委員会では、これらの取組により、県内定着したスポーツ専門員が大会後も本県スポーツ振興に協力をいただけるものと期待しております。

次に、国スポを契機にしたレガシーを見据えた取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、スポーツに関する様々な効果等を大会開催時のみの一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの推進や、スポーツを通じた地域活性化につなげることが必要と考えております。

そのため、令和五年度から九年度を計画期間とする青森県スポーツ推進計画の中で、大規模スポーツイベント開催等を契機とした地域スポーツの推進を施策として掲げ、市町村や関係団体等と連携し、国スポに向けて整備された施設を活用した地域スポーツの推進と参加機会の充実に努めることとしております。

また、国スポに向けて実施している各種競技力向上について、国スポ終了後も持続的な競技スポーツの振興につながるよう、強化対策委員会において、協議、検討を進めていきます。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） 御答弁ありがとうございます。

最後の知事に対する本県のエネルギー政策の未来像については、次の機会があればじっくりと質問をしたいと思っておりますので、申し訳ありませんでした。

さて、若干再質問したいと思います。まず、むつ小川原港についてです。

一つは、県の公募要項における事業化を保証しないという文言の解釈

について確認をさせていただきたいと思っております。

県が二〇一五年に策定したむつ小川原港洋上風力発電に係る事業者公募要項では、事業予定者の選定は、発電事業の事業化を保証するものではないとの記載があります。これは、一見すると、県は事業の成否に責任を負わないとも読めますが、そもそも県が事業者の公募を主導し選定した以上、一定の実現可能性を見極めたはずなんですが、この文言は、県には事業化の責任がないとの意味なのか、それとも選定した事業者が適切に事業を遂行するかどうかを県が継続的に確認し、必要な対応を講じることを前提としたものなのか、県の公式な見解を明確に示していただきたいと思っております。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 国のマニュアルでは、事業者の公募における応募及び選定は、将来的に占用許可を優先的に付与する可能性を想定した条件付きの占用の確約という位置づけであり、公募への応募及び選定をもって直ちに占用許可申請及び決定となるものではないとされ、公募要項において、事業者選定の位置づけ及び公募による事業者選定は、港湾の占用及び事業化を保証するものではないことを明確に示すことが必要である旨、記載されております。

このため、県では、公募要項において、事業予定者の選定は、発電事業の事業化を保証するものではないと記載したものでございます。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） ありがとうございます。

次に、県の事業推進主体としての関与と責任についてお伺いしたいと思います。

むつ小川原港の洋上風力発電事業は、事業者選定から十年が経過しても未着工の状態が続いています。ここで重要なのは、県が単なる港湾管理者ではなく、事業の企画提案、公募を主導した主体であるという点です。県は事業化を保証しないとの立場を取るならば、なぜこの事業の公

募を行い、事業者を選定したのか、もし県は事業化の責任を負わないというのであれば、県が果たすべき事業推進主体としての責任は何なのか御説明をお願いしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 先ほどの回答とも内容が重複いたしますが、県が事業者を選定したのは、一定の条件を満たした場合に将来的な占用許可を示唆するとの位置づけであり、県として事業化を保証するものではありません。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） 次に、地域主体の再エネ事業の意義と、系統接続課題への対応についてお聞かせください。

むつ小川原港の洋上風力発電事業は、むつ小川原港から新エネルギーという掛け声の下、地元企業を中心となって挑戦したプロジェクトです。八戸市の海洋土木会社を筆頭に、地域の中小企業が新たな分野に挑戦しようとして取り組んできたことは、地域主体の再生可能エネルギー事業として意義のあるものだと思います。

そこで伺います。

県は、このような地域主体の再生エネルギー事業の意義について、どのような評価をしていますか。そもそも県としてこの事業を地元企業が関わる重要なプロジェクトとして認識し、どのような位置づけで見てきたのかお聞かせください。

しかし、現実問題として計画が大幅に遅れていますね。特に系統接続のコスト負担が壁となり、事業が進まないという状況が続いています。再エネの普及には送電線の整備が不可欠で、地元の中小企業が主体となる事業において、この負担は非常に大きいものだと私は考えています。

そこで、県は、この系統接続の課題解決に向け、事業者との協力体制をどのように構築しようとしているのか、単に事業者の努力に委ねるといふ姿勢ではなく、県としてどのように支援し、また、国との調整をど

のように進めていくつもりなのか、事業の将来を左右する重要な問題ですので、明確な方針をお示しいただきたいと思います。分かりますね。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 港湾占用を所管する立場としてお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、この公募に関しましては、一定の条件を満たした場合に将来的な占用許可を示唆するとの位置づけでございますので、私も県土整備部といたしましては、そういった方針に基づいて、事業者の進捗状況について必要な確認を行うとともに、その内容に応じて必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） 納得のいかない御答弁ですが、引き続きまた質問させていただきますと思います。

次に、漁業調整委員会についてなんですが、一つに、現在の委員、十二期では学識経験委員と中立委員はそれぞれ一人ずつでした。次の委員、第二十三期ではそれぞれ一人ずつ増えています。その一方で、漁業者委員の数が当然減っているわけですが、これはどういった理由によるものなのか、単なる人数調整なのか、それとも何か政策的な意図があるのか、こういうふうにしたのか、この点についてももう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 海区漁業調整委員会は、漁業法及び国のガイドラインにおいて、公平公正な判断が強く求められる組織であることから、漁業分野以外の者の意見を反映させることが適当とされています。

前回の第二十二期における漁業者以外の委員の割合は、全国では約三五％となっており、本県は約一三％と低い状況にありました。今回、西部海区漁業調整委員会では、学識経験委員、中立委員をそれぞれ一名増

やし、漁業者以外の委員の割合が約二七％に向上したということでございます。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） そうなりましたと、しっかりと説明ではないような気がするんですがね。

次に、そもそも学識経験委員、中立委員にはどのような役割が求められているのでしょうか。学識経験委員や中立委員が増えることで委員会の審議にどのような変化があるとお考えでこのように決めたんでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 委員会は資源管理のために特定の漁業や操業区域等を制限する指示などを行うものであり、公平公正な判断が強く求められる組織であることから、学識経験委員や中立委員といった漁業分野以外の者の意見を反映させることが適当とされております。

学識経験者は資源管理や漁業経営等の知識を有しており、また、中立委員は漁業以外の知見を有していることから、この割合を高めることで漁業分野以外の者の意見を反映させることが可能となり、より公平公正な判断が可能となることが期待されます。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） 今の回答を一番目の回答にすればよかったんですよ。政策的な意図があったのかどうかという質問に対して。

次に、漁業者委員が減ることで現場の意見を十分に反映させられるのか懸念する声もあるのではないのでしょうか。これまで漁業者委員の果たしていた役割が薄れるのではないのかという懸念があるんですが、その点についてお答えいただければ。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 第二十三期の漁業者委員については、漁業法で規定されている過半数を占め、また、選定に当たっては、漁業種

類、操業区域、地域バランスを考慮し行っており、現場の声や委員会の役割が低下することはないと考えております。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） 最後の質問ですけれども、漁業者委員を減らして学識経験委員や中立委員を増やす形は、今まで西部の海区の話をしたんですが、東部海区やほかの県でも行われているのかどうか教えてください。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 東部海区漁業調整委員会の第二十三期の漁業者委員については十二名、学識経験委員については一名、中立委員については二名であり、東部は中立委員一名が増えております。

○副議長（寺田達也） 今議員。

○三十五番（今 博） これで終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時十二分休憩

午後二時十八分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き開会をいたします。

一般質問を続行いたします。

八番北向由樹議員の登壇を許可いたします。——北向議員。

○八番（北向由樹） オール青森の北向由樹です。通告に従いまして、所感を交えながら質問させていただきます。

まず初めに、企業誘致について伺います。

年末の知事記者会見において、宮下知事は、今年一年を漢字一文字で「芽」と振り返り、新しい政策の芽を次々と打ち出せたと発言されましたが、これからその芽を大きく育て、青森新時代の実現に向けて、さらなる進化が期待されます。その中でも、知事が重点を置いて取り組んでいる企業誘致は、本県にとって極めて重要な施策の一つです。

総務省が一月三十一日に公表した住民基本台帳人口移動報告によると、二〇二四年の一年間の転出者数は、転入者数を五千二百八十五人上回り、七十年以上連続で転出超過と、依然として人口流出の歯止めがかかっておりません。そのため、地域経済の活性化や雇用拡大につながる企業誘致は喫緊の課題と考えます。こうした状況で、知事自ら国内にとどまらず、台湾で企業誘致説明会を実施するなど積極的な誘致活動を展開しておりますが、青森の地域経済や雇用にどのような影響を与えていくのか、今後の展開を注目しています。

そこで、一つ目に、今年度の企業誘致の実績と業種別内訳をお伺いたします。

二つ目に、企業誘致の推進に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いたします。

次に、農福連携の取組についてお伺いたします。

青森県は、日本の食文化を支える主要な生産地の一つであり、これまで農業は本県の基幹産業として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の歯止めのかからない高齢化や人口減少は、農業分野での人手不足を一層加速させている状況です。

その中で注目されているのが農福連携です。農福連携は、障がいのある方々が農業の現場で働くことを通じて自信や生きがいを持ちながら社会に参加し、同時に、農業者にとっても新たな労働力の確保や経営の安定化につながることを期待されております。

昨年十月に、農福連携を実施しているおいらせ町の立花農園さんを視察いたしました。農福連携は、農業者と福祉側の双方の要望や課題を解決しながら相互に支え合う特性がありますが、実際に現地を見て農福連携の可能性を感じる一方で、農業者側と福祉側の間にはまだまだ隔たりがあることも実感しました。

障がい者雇用に関して、農業者は人手不足を解消したいと考えながらも、誰でも簡単にできるわけではないと身構えてしまい、なかなか踏み

出しにくい部分があると思います。しかし、農業者側も福祉側も農福連携から得られるメリットは非常に大きいと感じますので、現在、農福連携を利用している方々の課題を解決しながら、そのよさを知ってもらい、双方が前向きに利用していただきたいと思います。そして、賃金や労働条件の調整に加え、福祉側との円滑なコミュニケーションといった課題に対応する中で起きる予期せぬ問題に対して、より強いサポートが必要と考えます。

このような背景を踏まえ、まず一つ目に、本県における農福連携の取組状況についてお伺いたします。

二つ目に、農福連携の拡大に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いたします。

次に、観光分野におけるDX推進についてお伺いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく落ち込んだ観光客数は、全国各地で予想を上回るペースで回復しております。本県でもねぶた祭りをはじめとした夏祭りが盛り上がりを見せ、県内三十三か所の観光施設を訪れた入り込み客数は四年連続で増加、さらに、コロナ禍前の二〇一九年と比べても三・一％上回っており、青森県の観光地にもぎわいを取り戻しております。

一方で、コロナ禍をきっかけにSNSの情報が旅行先を決めるきっかけとなったり、交通機関や宿泊先のオンライン予約など、旅行の計画から移動、宿泊、さらには支払いに至るまで観光分野におけるデジタル化が急速に進んでおります。

昨年度の高校生模擬議会を傍聴した際、青森県立青森高等学校の生徒から、本県の公共交通機関や観光案内における英語や中国語表記の少なさ、観光名所のアクセスの難しさといったインバウンドにおける課題が指摘されておりました。解決策として、タッチパネル式の高機能電子案内板の導入で外国人旅行者の利便性を向上させる提案もなされ、高校生の視点から見ても観光分野でのデジタル技術の必要性を感じているこ

とから、私としてもDX推進に積極的に取り組むべきだと改めて感じました。

観光客数が回復した今、従来のおもてなしに加え、デジタル技術を活用した利便性の向上は、観光客の満足度を高めるだけでなく、観光分野の慢性的な人手不足の解消にも欠かせない要素だと思っています。こうした流れの中で観光庁が推進する観光DXの取組は、コロナ禍で大きな打撃を受けた観光分野の回復と持続的な成長につながると考えます。

そこで、一つ目に、観光分野におけるDX推進に向けた県のこれまでの取組について伺いいたします。

二つ目に、観光分野におけるDX推進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、防災DXの推進について伺いいたします。

政府の地震調査委員会が発表した最新の予測では、今後三十年以内にマグニチュード8・0から8・6程度の十勝沖地震が発生する確率が、これまでの倍に当たる二〇％程度に引き上げられるなど、大規模災害のリスクは年々高まっております。大規模災害が発生した際、混乱を最小限に抑えるためには、事前にどれだけ準備を整えてきたかで大きく変わり、本県においても防災の取組がこれまで以上に重要になっていると考えます。

先日、兵庫県神戸市の人と防災未来センターを訪れた際、子供たちが展示を見ながら、震災を経験していないからよく分からないと話しているのを耳にしました。震災の教訓をどれだけ伝えても、実感が伴わなければ防災意識の定着は難しく、防災を自分事として捉えてもらうことの難しさを痛感しました。県民一人一人が災害を自分事と捉え、自助の意識を持たなければ、災害発生時にほかの人が助けてくれるだろう、どうかなるだろうと考え、適切な備えや行動を怠るおそれがあります。そのような状況では、行政機関がどれだけ備蓄を増やし、対策を講じて、十分な効果を発揮することはできません。

そこで、近年急速に進むデジタル技術を活用した防災対策「防災DX」は、公助、共助、自助のバランスを支える重要な取組だと考えます。

そこで、一つ目に、防災DXを積極的に推進し、地域防災力や災害対応力の向上を図る必要があると考えるが、防災DX推進の必要性について、県としてどのように認識しているか伺いいたします。

二つ目に、県として、今後どのように防災DXについて取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、災害時における軽貨物事業者との連携について伺いいたします。

大規模災害時には、瓦礫や土砂が道路を塞ぎ、従来の輸送手段では対応が難しくなることが想定されます。実際に、能登半島地震では道路の寸断により行政の対応が追いつかず、支援物資の輸送が大幅に遅れました。そのため、平時から多様な輸送手段と連携し、輸送体制を整えておくことが重要と考えます。軽貨物事業者からは、災害時の物資輸送において、行政と民間の連携強化を図るべきではないかとの意見が寄せられています。軽貨物事業者は地域に密着しており、道路状況や土地勘に詳しいため、迅速かつ柔軟な対応が可能です。また、軽貨物自動車は、大型トラックに比べ小回りが利くため、被災地へ入りやすいという強みがあります。

能登半島地震においては、赤帽石川県軽自動車運送協同組合が金沢市の依頼を受け、赤帽車十台で各被災地へ、また、一月九日からは、石川県危機対策課の依頼で、同組合と赤帽富山県軽自動車運送協同組合が協力し、赤帽車五、六台で毎日支援物資の輸送を行った事例もございします。東日本大震災が発生した年においらせ町において軽貨物事業者を対象に、協力要請があった場合、参加可能かというアンケートが実施されたそうです。しかし、アンケートには詳細な条件が示されておらず、はいかいいえの選択肢しかなかったため、事業者側は判断ができず、結果として協力は見送ったと伺いました。もし事前に登録制の有無や要請の

方法、運行費用やトラブル対応の仕組みなど具体的な方針が示されていれば、連携体制の整備に向けた動きが進んでいた可能性も考えられます。

このような状況を踏まえ、災害時の円滑な物資輸送のためには、平時から行政と軽貨物事業者の協力体制を明確にしておくことが重要ではないでしょうか。

そこで、災害時における物資等の搬送において、県では軽貨物事業者とどのような連携体制を構築しているのか伺います。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた対応について伺います。

昨年十月、会期前と本会期合わせて三十五日間にわたる熱戦に幕を閉じたSAGA二〇二四国民スポーツ大会。本県は、男女総合順位は二十三位、女子総合順位は十五位と、前回のかごしま国体と比べ、男女総合は十七、女子総合は二十一ランクアップし、来年に本県で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けて、選手の皆様のさらなる飛躍を期待しているところです。

一方で、佐賀国スポは、新型コロナウイルスの影響で一年延期しての開催となりましたが、各競技の選手にとって大会に向けた十分な調整が難しかったのではないかと考えられます。

あおもり国スポまで一年を切りましたが、そこで危惧しているのが新型コロナウイルスによる選手たちのコンディションの低下です。感染拡大による練習環境の制限や大会の中止、延期の影響で思うように経験を積めていない選手も少なくありません。あまりに高い成績目標を設定すると、かえって負担になってしまっているのではないかと考えます。天皇杯、皇后杯を目指すという目標を高く掲げることも大切ですが、過度に目標を強調し過ぎることが選手たちの心理的負担となり、特に成長段階にある若い選手たちがプレッシャーに押し潰されてしまうリスクがあるという指導者側の意見もあります。

私自身、選手たちにとって結果だけが全てではなく、スポーツを通じて人間としての成長が最も重要だと考えています。そのため、選手の声にしっかりと耳を傾け、過度なプレッシャーが成長を妨げることがないように配慮するとともに、スポーツの根幹が揺るがないよう努めていただきたいと思います。そして、選手たちが安心して力を発揮できる環境を整えられることを切に願っています。

また、競技力向上には、選手の努力だけでなく、競技に専念できるスポーツ環境の整備が欠かせません。その中でも公正なジャッジで競技を支える審判の存在は非常に重要であり、ジャッジ一つで試合の展開を大きく変えてしまうこともあるため、質の高い審判力が求められます。正確なジャッジが行われることで選手たちは適切な基準の下で競技に臨むことができ、競技力の向上につながります。選手たちの努力を無駄にしないためにも、そして、国民スポーツ大会を一過性のものとせず、大会終了後も継続的に競技力の維持向上を図るため、審判の養成及び資質向上に対する支援を強化し、選手と審判が共に切磋琢磨できる環境の整備がとても重要と考えます。

そこで、一つ目に、あおもり国スポにおける本県の順位目標をどのように設定しているのか伺います。

二つ目に、あおもり国スポの競技会運営に必要な審判員の養成及び資質の向上に関する県の取組について伺います。

次に、子供の健康づくりについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響で長期休校となった二〇二〇年度には肥満傾向の子供の割合が大幅に増加しましたが、コロナ禍が収束し、通常の生活に戻った後も、その割合は依然として高い状況が続いております。原因として、コロナ期間中に身についたスクリーンタイムの増加や運動不足といった生活習慣が影響していると考えられています。

日本小児内分泌学会によると、子供の肥満は大人の肥満の原因となり、学童期の肥満が成人の肥満へと移行する割合は約八〇%と高く、生

活習慣病のリスクを高める要因となります。小児期の肥満は、二型糖尿病や高血圧、脂質異常症などの合併症を引き起こし、将来的には心筋梗塞や脳卒中のリスクを高めることが指摘されています。本県は短命県返上に向けた取組に力を入れているからこそ、幼少期から予防意識を高め、早期に対策を講じることが求められます。

しかし、子供が身についた生活習慣を改めるためには、家庭において親が積極的に関与し、スクリーンタイムの管理と一緒に体を動かすことのほか、学校における健康教育の推進など、健全な生活習慣を身につけるサポートが必要不可欠と考えます。

そこで、一つ目に、学校保健統計調査における本県の肥満傾向児出現率の状況について伺いいたします。

二つ目に、肥満傾向児出現率の改善に向けた県教育委員会の取組について伺いいたします。

次に、閉校となった学校施設の利活用について伺いいたします。

児童生徒の減少に伴い、今後さらに小・中学校、高等学校の統廃合が進むことが予想されますが、その際、使用されなくなった校舎や跡地の活用が大きな課題となってくると考えます。

文部科学省が立ち上げた「みんなの廃校」プロジェクトを通じて企業などとのマッチングが行われ、閉校した学校施設の利活用が全国的に進められておりますが、本県においても、西目屋村のブナコ西目屋工場や大鰐町のおおわに自然村生ハム工房が閉校となった学校施設を活用する形で運営されています。

学校施設は、長年にわたり地域コミュニティの中心としての役割を果たしてきた貴重な財産です。閉校となった学校施設の利活用には様々な課題もあると考えられますが、そのままにしておくのは非常にもったいなく、適切な形で活用し、地域の活性化や発展につなげることが望まれます。

例えば、来年には本県において国民スポーツ大会が開催されますが、

宿泊施設の不足が大きな課題となっており、閉校となった学校施設を宿泊施設として活用できないかという意見が各競技団体からも上がっています。スポーツ大会に限らず、閉校となった学校施設を地域の文化活動の拠点や災害時の避難所、地元で起業する方々のスタートアップ支援施設など、多目的な利活用は今後とても重要と考えます。

そこで、一つ目に、閉校となった学校施設の利活用に向けて、どのように取り組んでいるのか伺いいたします。

二つ目に、閉校となった学校施設の利活用状況について伺いいたします。

最後に、公立中学校における休日の部活動の地域移行について伺いいたします。

少子化や教員の働き方改革を踏まえ、学校単位で行われてきた部活動を段階的に地域移行するため、スポーツ庁及び文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、まず、休日の環境整備を着実に進め、平日の環境整備については可能な地域から取り組むことが求められています。本県でも地域クラブの発足やスポーツ団体との協力体制の整備が進み、部活動の地域移行に向けた取組が進展しておりますが、多くの課題があると感じます。

今年度からは地域クラブが中体連への参加が認められ、地域移行に向けて一歩前進したように思われましたが、競技によっては地域移行に対する慎重な姿勢も見受けられ、地区大会への参加は認められる一方で、県大会への参加は認められないなど、大会直前まで情報が錯綜し、混乱を招きました。

これまで学校が教育の一環として部活動を全面的に運営してきたことを考慮すれば、地域移行は慎重に進めるべきであることは理解できます。しかし、過度に慎重な姿勢が続けば最も影響を受けるのは過渡期にある子供たちです。純粋にスポーツ・文化芸術活動に取り組みたい子供たちにとって、早急に環境を整えることこそ大人の責務であると考えま

す。

本来、地域クラブだからという理由で、この大会は出場できて、この大会は出場できないといった線引きは公平性を欠き、このような混乱が起ること自体問題であると言えます。また、現在、市町村単位での対応が進められていますが、方針が曖昧なため、保護者の間では地域クラブに入れるべきか、部活動に入れるべきかと迷う声が多く聞かれ、保護者が子供の卒業までの間、少人数のクラブチームを一時的に立ち上げるケースが相次いでいます。このような状態では学校と地域との継続した連携は難しくなり、むしろ分断を招くおそれがあります。

そこで、県教育委員会は、どのような基本的な考え方にに基づき、休日の部活動の地域移行を推進しているのか伺いたします。

以上で、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 北向議員にお答えいたします。

私からは、まず、企業誘致の推進に向けた取組についてお答えいたします。

本県の仕事づくりと若者の定着に向けて、GXが新たな生産拠点の整備に向けた投資の進展、経済波及効果や良質な雇用の創出と人材定着などが見込める大きな可能性を持った分野であることから、県内の各地域の特性や優位性を生かした企業の誘致や産業の集積に戦略的に取り組んでまいります。

また、今後成長が期待される半導体関連産業については、国内外からの戦略的な誘致に向けた調査、検討と台湾企業等をターゲットとしたプロモーション活動を行うこととしています。

このほか、企業誘致に関する補助金における雇用要件を企業のニーズを踏まえて緩和するなど、これまでとは違った新たな取組によって企業誘致を推進し、若い世代にとって魅力ある仕事づくりに挑戦してまいります。

続きまして、農福連携の拡大に向けた取組についてお答えいたします。

私は、これまで、農福連携に取り組む方々と対話し、障がいによって得意な作業が異なることや、取組を始めるための相談窓口が分からないといった課題があると伺っております。

このため、来年度は、農業側と福祉側の相互理解の促進に向けて、福祉事業所ごとに対応可能な農作業の内容を取りまとめ、農業者へ周知するとともに、意欲ある事業所が農作業を実際に体験できる現地検討会の開催に取り組むこととしています。

また、地域のマッチング体制を強化する観点から、農業と福祉双方の知識を持ち、つなぎ役となる人材を育成し、その活動を支援するほか、障がい者の雇用就農を促進するため、農業高校と特別支援学校の農業交流を実施するなど、多角的な取組により、本県の農福連携を拡大していきたいと考えております。

続きまして、観光分野におけるDXの推進に向けた取組についてお答えいたします。

本県の観光客数や観光消費額の拡大のため、本県の魅力を会員同士が投稿し合うことで関係性を深め、本県への来訪意欲を高めることを目的に開設した公式ファンコミュニティ「青森びいき」については、今後は会員数をさらに拡大させながら、投稿などのデータ収集、分析を強化し、県内DMOによる情報発信や事業者の観光商品の開発等に活用していきます。

さらに、青森びいきで得られる生の声に加え、これまで構築した県の観光サイトやSNSの情報を生かしながら、二十四時間三百六十五日、本県観光のあらゆる問合せに対応するとともに、利用者それぞれの興味、関心に応じた「とっておきの青森旅」を提案できるようにするため、最先端の生成AI技術を活用したAI観光コンシェルジュの開発に向けた所要の予算について、本定例会に提案しているところであります。

続きまして、防災DX推進の必要性に対する認識についてお答えいたします。

デジタルツールやデータの連携などの活用により、社会システムが大きく転換しつつあります。防災分野においても同様であり、能登半島地震においては、各自治体、企業等の枠を超え、道路や生活支援等の状況を一元的に収集、共有する体制、ICカード等を活用した避難者情報の把握等の取組が行われ、現在、国では、その成果を実装に移す対策をしています。

私としては、こうした動きを踏まえ、さきに公表した「Aomori 防災・減災強化Action Program」の一項目として防災DX推進Programを設定したところであります。このプログラムは、様々な防災・減災対策の横串を刺す取組であり、国の動向を注視しつつ、本県の実情に応じた防災DXを推進していきたいと考えています。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 今年度の企業誘致の実績等についてお答えいたします。

今年の二月末までの企業誘致件数は十件で、このうち、製造業が三件、非製造業が七件となっています。

業種別に見ると、製造業は、化学工業、電子部品等製造業、食料品製造業がそれぞれ一件となっています。

また、非製造業は、ソフトウェア業等情報関連業が三件、コンタクトセンター関連業が二件、物流関連業が二件となっています。

○副議長（寺田達也） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 観光分野におけるDX推進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、本県の観光振興に向けた新たな取組として、本県に興味や関

心がある方々によるコミュニティを形成し、会員の声の収集、分析を踏まえ、ニーズに合った情報を届けることで関係性を深めることを狙いに、昨年七月、インターネット上に会員制の公式ファンコミュニティ「青森びいき」を開設しました。

これまで、会員を増やすためのプロモーションや会員からの投稿を促すキャンペーンなどに取り組んだ結果、会員数は約七千五百人、投稿数も三万七千件を超えており、これらの投稿を観光振興に生かすため、データベース化するシステムの開発に取り組んだところです。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県における農福連携の取組状況についてお答えいたします。

本県における農福連携については、作業委託型、直接雇用型、農業参入型の三つのタイプにより取り組まれています。

作業委託型は、農業経営体から福祉事業所へニンニクやリンゴの収穫作業などを委託する方法で、比較的取り組みやすいことから県内に広く普及しており、令和五年度は百六経営体が行っています。

また、農業経営体が障がい者を直接雇用する直接雇用型では、令和五年度に十経営体が十五人を雇用しているほか、福祉事業所が直接農業を行う農業参入型には五事業所が取り組んでおり、いずれのタイプも県が調査を開始した平成三十年度以降、拡大傾向にあります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、県として、今後どのように防災DXについて取り組んでいくのかについてでございます。

大規模災害の発生時に県民が自ら命を守る行動をしていただくためには、DXを活用した平時における防災知識や防災情報の普及、そして、災害時に県民がアクセスしやすい情報の発信等が重要と認識しています。

また、災害情報の迅速な共有による関係機関等との連携・協力体制の強化や、効率的、効果的な防災情報の発信及び災害対応にも防災情報システム等を活用した情報共有が不可欠と考えております。

こうしたことについて検討し、実行に移していきたいと考えております。

続きまして、災害時における軽貨物事業者との連携についてでございます。

県では、災害時の物資等の緊急輸送業務に関し、青森県トラック協会と応援協定を締結しており、これには協会に加入している企業等が保有する軽貨物車両による輸送業務も含まれております。

また、二次物資拠点等から避難所までの緊急輸送業務を担う市町村も同様の協定締結が求められることから、このことにつきまして、市町村に対し呼びかけたいと考えております。なお、災害時に緊急輸送体制が整わない市町村に対しては、県として事業者との調整について対応していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） あおもり国スポの競技会運営に必要な審判員の養成等の取組についてお答えいたします。

青の煌めきあおもり国スポの審判員については、あおもり国スポ競技役員等養成基本方針及び同基本計画に基づき、競技団体が計画的に養成を進めているところです。

県では、競技運営に携わる審判員や要資格運営員の資格の取得及び維持並びに審判資質の向上を図るため、中央競技団体等が主催する講習会、審査会、全国大会等への派遣や、県外から講師を招聘して県内で行う講習会、審査会の開催などを支援することとし、事業を行う競技団体に対し、競技役員等養成事業補助金を交付しています。

県としては、あおもり国スポの各競技会の円滑な運営が図られるよう、引き続き競技団体と連携しながら審判員等の養成及び資質の向上に

努めることとしており、本事業の成果が大会後の各競技の普及、強化にもつながることを期待しています。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問六点にお答えいたします。

まず、あおもり国スポにおける本県の順位目標についてです。

平成二十九年度に青森県競技力向上対策本部が策定した青森県競技力向上基本計画では、順位目標を男女総合成績及び女子総合成績第一位である天皇杯、皇后杯の獲得としております。

順位目標については、対策本部内に設置されたスポーツ関係者のほか、学校、競技団体等の関係者で構成する強化対策委員会で協議、検討を行っており、明確な数値等で表したほうが取り組むべき努力の質が伝わりやすい、天皇杯、皇后杯の獲得とすることで、行政、競技団体、選手、指導者等がベクトルを合わせて取り組んでいけるなどの委員からの意見を踏まえ、天皇杯、皇后杯の獲得として対策本部で決定したものです。

次に、学校保健統計調査における本県の肥満傾向児出現率の状況についてお答えします。

文部科学省が毎年実施している学校保健統計調査の令和六年度調査結果によると、本県における肥満傾向児出現率は、調査対象となっている満五歳から満十七歳までの男女各十三の年齢区分全てにおいて全国平均を上回っております。そのうち、男子は四つの年齢区分、女子は三つの年齢区分で全国ワースト一位という状況にあります。

肥満傾向児出現率の改善に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、肥満傾向児出現率の改善を図るため、運動習慣の確立や望ましい食習慣の形成などの学校における健康教育を推進しております。

具体的には、生活習慣が形成される小学校からの取組が重要であるため、小学校教員の指導力の向上を目的に、体育・食育の楽しさアップ研

修会を実施し、楽しい体育や食に関する指導の具体的な授業の構成や指導方法について研修しております。また、子供の肥満は将来の生活習慣病のリスクを高めることから、生活習慣病の予防を目的に、小・中・高等学校の授業で活用できる指導案や教材を生活習慣病予防プログラムとして作成し、県内の学校に広めることとしております。

さらに、来年度からは、子供の運動習慣の形成に向けた動機づけとなるよう、総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツイベントやスポーツ教室を実施するほか、県内のプロスポーツチーム等がホームゲームに小学生を招待し、選手と直接触れ合う機会を創出する事業を実施することとしております。

次に、閉校となった学校施設の利活用に向けた取組についてお答えします。

閉校となった学校施設の利活用については、青森県公共建築物利活用方針に基づき、まずは県全体で検討を行い、県が利活用しない場合には、当該学校が所在する市町村に対し、利活用の意向について確認しております。

その上で、所在市町村においても利活用の意向がない場合には、民間への売却等を実施しております。

次に、閉校となった学校施設の利活用状況についてお答えします。

これまでに閉校となった学校施設については、旧青森戸山高高等学校を青森商業高等学校に、旧八戸南高等学校を八戸高等支援学校に、旧岩木高等学校を弘前第一養護学校高等部に転用するなど、県立学校施設として利活用している事例や、旧七戸高等学校八甲田校舎等を県埋蔵文化財調査センター収蔵庫として利活用している事例等があります。

所在市町村における利活用事例としては、旧和田西高等学校を十和田市立中学校とするなど、学校施設として利活用されている事例や、旧弘前実業高等学校藤崎校舎のように、地方創生の拠点施設として利活用されている事例等があります。

このほか、旧八戸北高等学校南郷校舎の土地等を民間へ売却した事例があります。

公立中学校における休日の部活動の地域移行に係る質問にお答えいたします。

県教育委員会では、令和五年四月に策定した青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画に基づき、本県において生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に関わることができる基盤を確立するとともに、持続可能なスポーツ、文化芸術の振興が図られるようにすることを基本的な考え方として、休日の部活動の地域移行に取り組んでおります。

○副議長（寺田達也） 北向議員。

○八番（北向由樹） 順次再質問させていただきます。

まず、企業誘致について再質問させていただきます。

企業のニーズを踏まえた要件緩和などにより、積極的な企業誘致が進んでいることが改めて分かりました。一方で、三八地区ではコールセンターの誘致が集中し、業種の隔たりが生じており、地元住民からは、地域や若者のニーズに合った新たな業種の誘致を考えるべきではないかという意見も寄せられています。地域や若者のニーズに合わない企業を誘致しても求人に応募者が来ないことや、人材を確保できても早期離職が相次ぐことも予想され、結果として地域経済の活性化や雇用拡大への効果が十分に得られないおそれもあります。企業誘致をより実効性のある施策とするためにも、青森県で就職を考える若者が何を求めているのか、なぜ青森県を離れるのかといった生の声をもっと直接的に聞き、政策に反映させるべきではないでしょうか。

そこで、企業誘致をするに当たり、若者のニーズを把握するための取組をお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 企業誘致の推進に当たりましては、企業

側が求める条件や希望の把握に努めるのみならず、若者をはじめとする本県の求職者側のニーズを把握することが重要であると考えています。

このため、県では、誘致企業の求人活動に同行し、県内の高校、大学等の進路指導担当者等から新規学卒者の就職に関する傾向等のヒアリングを行っているほか、若者の県内定着に向けた各種取組等を行う中で、若者が就職先を選ぶ際の決め手などの把握に努めているところで

す。

今後とも、企業側、求職者側の双方のニーズの把握に努めながら、良質な雇用の創出と人材定着につながる企業誘致活動を行っていきます。

○副議長（寺田達也） 北向議員。

○八番（北向由樹） 県民の中には魅力的な仕事があれば地元に残りたいと考える若い方も少なくありません。そのため、企業誘致を進める際には県民の視点も大切にして、今後、企業側のニーズと県民のニーズが合致し、双方にとってメリットのある企業誘致が進められることを期待しています。

次に、防災DXの取組について再質問させていただきます。

防災DXの取組については、関係機関による情報共有や県民への情報発信などで活用を検討するとのことでした。

一方で、災害時の人命救助への活用も可能と考えます。例えば山や海での行方不明者捜索に使われる携帯型端末は、専用の電波やGPS、ブルートゥース技術を組み合わせ、素早く位置を特定し、迅速に救助することができそうです。災害時の安否確認にはスマートフォンがよく使われますが、もしスマートフォンを持っていない子供が下校中に災害に遭った場合、保護者は安否確認できず、大きな不安を感じます。

そこで、この携帯型端末の技術を災害時に応用することで、保護者は行政に極力頼らず、自分たちで子供の居場所を確認でき、適切な対応を取ることが可能となります。こうした仕組みは行政の負担を軽減し、限られた時間や人員をより緊急性の高い対応に回すことも期待できます。

また、ふだんから登下校時の見守りとして使用することで、いざ災害が起きてスムーズな利用につながり、混乱を防ぐ上で効果的だと考えます。

そこで、防災の観点から行方不明者捜索に使われる位置情報発信用の携帯型端末の有効性を周知すべきと考えますが、県の考えをお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 子供や高齢者等の見守りのために保護者の方々が、また、山や海でレジャーを楽しむ方々が自らの身を守るためにと多くの方々が様々な位置情報発信用の携帯型の端末を利用する例があると聞いております。

県といたしましては、こうした端末などの利用例は、自助の観点から有効なものとして、機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 北向議員。

○八番（北向由樹） 周知することだったので、ぜひお願いします。軽貨物事業者についてなんですが、質問の中でアンケートの話をしましたが、具体的な協定につながっていない自治体もまだ存在しています。既に軽貨物事業者と協定を組んでいる自治体の取組をほかの自治体にも周知するなど、軽貨物事業者との連携を広げて、いざ災害が発生しても県民の皆様が少しでも不安を感じずに済むよう、県として積極的に体制を整えていただくよう要望します。

そして、部活動の地域移行について再質問いたします。

私としては、少子化が進み、そもそも希望する部活動が各学校で設けられない現状、部活動の指導時間が先生の働き方改革にとって大きな負担になっている現状からして、部活動の全面的な地域移行は、歴史的に見て必然性のある流れだと考えます。また、中学生の可能性を広げる上では、いち早く本県では全県の取組として推進すべきと考えます。

この件に関して県教育委員会の基本的な考え方は分かりましたが、これまでの具体的な取組及び来年度の取組について再度伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、公立中学校の休日の部活動の地域移行に向け、令和五年四月に青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定するとともに、市町村の取組を支援するため、地域クラブの指導者の確保に向けた人材バンクの運用、国の事業を活用し、各市町村の取組に対する財政的支援、総括コーディネートによる各市町村の課題解決策等への助言などに取り組んでおります。

来年度については、これまでの取組に加え、国では令和八年度以降の部活動の地域移行について検討しており、今後示されるガイドラインの見直し等を踏まえ、県教育委員会においても、新たな推進計画の策定に向けて検討を進めていくこととしております。

○副議長（寺田達也） 北向議員。

○八番（北向由樹） 県内の民間の動きが活発なエリアでは、部活動の地域移行が徐々に進んでいます。地域移行に欠かせないのが地域クラブの中体連大会への参加です。一部地域では、自分の希望する部活動——ここで言う希望するとは、例えば野球部があったとしても、入りたいと思える野球部でない場合なども含みますが、学区の中学校に自分の希望する部活動がない場合は、学区を越えて入学することが実際に起こっています。部活動のために隣接の中学校に行くというようなことは教育委員会として想定していないことだと思います。大会参加の要件を地域クラブも部活動も平等にしなければ、さらに少子化が進む中で、このいびつとも言える構造が助長されることにもなりかねません。

そこで伺います。

地域クラブと学校部活動の中体連への参加要件を平等にすべきと考えますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 県中学校体育連盟が主催する大会への地域クラブの参加資格は、全国中学校体育連盟や、その下部組織である各種競技専門部等が示した基準を踏まえ、県中学校体育連盟が定めております。県教育委員会では、中学生の大会参加機会を確保することは大変重要であると考えており、これまでも県中学校体育連盟に対して地域クラブの参加資格の見直しを依頼してきましたところです。

今後、中学生の大会参加の機会が確保できるよう、県中学校体育連盟に対して、各競技団体や地域クラブなどの関係者と協議する場を設置するなど、関係者の理解を得た大会運営が行われるよう、大会参加資格の見直しをお願いしてまいります。

○副議長（寺田達也） 北向議員。

○八番（北向由樹） ぜひとも見直しをよろしく願います。

最後に、知事に要望します。

知事は、市長時代にむつ市で平日も含む中学部活動の全面的な地域移行に取り組みました。来年度でむつ市では中学校の学校部活動はなくなり、全てが地域クラブになると伺っています。ぜひともこのことを全県で進めていただきたいと思います。

また、中学生の大会参加については、中学部活動も地域クラブも平等になるように取り組んでいただきたいと存じます。そして、このことは全国中体連からくる問題でもあります。知事会などを通じて全国にもこのことを発信していただくようお願い申し上げます。質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 十五分間休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十九番山田知議員の登壇を許可いたします。——山田議員。

〇三十九番（山田 知） 自由民主党会派の山田知でございます。第三百二十一回定例県議会に当たり、直ちに質問いたします。

最初の質問は、こども・子育て「青森モデル」の実現についてであります。

厚生労働省が公表した令和五年人口動態統計の概況によりますと、本県の出生数は五千六百九十六人で二十年前の半数以下、減少率は全国でワースト二位となっております。加速度的に進行する人口減少に歯止めをかけなければ、本県の経済や暮らしは困難になることが懸念されております。

県では、子供を増やし、人口を維持、増加させるために、合計特殊出生率と純移動率の向上を基本目標に掲げ、令和十一年に目標期限を設定し、こども・子育て「青森モデル」に取り組んでいくこととしておりますが、そこで、出生率向上に関わる取組について質問いたします。

県では、こども・子育て「青森モデル」の基本目標の達成に向けて、重要業績評価指標を設定しております。出会い・結婚分野においては、AI（あい）であう登録者数を八百八十一人から三千人、あおもり出会いサポートセンター相談件数を四百三十一件から現状より増加、結婚を希望する独身者の割合を六九・六％から八六・五％へ増加と、それぞれ目標値を掲げております。

こども家庭庁の調査によると、未婚者のうち、いずれ結婚するつもりは八割に上るものの、結婚しない理由については、適当な相手に巡り会えない、出会いの機会がないが、相手を探すために特に何も行動を起こしていないが最も多い理由となっております。その意味では出会いの機会を後押ししていく取組が大切と考えます。

本県では、結婚を後押しする取組として、あおもり出会いサポートセンターが運営するマッチングシステム「AI（あい）であう」がありますが、AI（あい）であうは、マッチングアプリと比較して費用面や安

全面で信用性が高いほか、安価で相談体制、管理面も行き届いていて、よいツールであり、さらにアピールして登録者数の増と成婚につなげて、結婚したいとの願いをかなえる取組を進めていくことが必要と考えます。

そこで、一点目として、出会い・結婚における重要業績評価指標の目標値の達成に向けた県の取組について伺います。

次に、妊娠・出産分野においては、産後ケア実施市町村数を三十二市町村から四十市町村、不妊治療助成申請件数を四千件と掲げております。県の調査によると、子供のいる世帯の一四％ほどが不妊治療を経験しており、不妊治療で生まれた子供は十人に一人で想像以上に多く、金銭的な負担の軽減が最も多く求められております。

県では、今年度、生殖補助医療の無償化を開始し、七年度当初予算では一般不妊治療にも助成を広げ、支援していくこととしておりますが、子供を授かりたいとの願いをかなえる取組としてしっかりと進めていただきたいと思います。

また、産前・産後期は心身や環境の変化などで心身が不安定になるとされ、産後鬱病はおよそ一〇％の罹患率とされております。リスク要因を回避する上からも、心身の不調や育児の相談などの支援を全市町村で実施していく産後ケア体制づくりを進めることが重要と考えます。

そこで、二点目として、妊娠・出産における重要業績評価指標の目標値の達成に向けた県の取組について伺います。

次は、中小企業支援についてであります。

中小企業を取り巻く環境は、物価高、慢性的な労働力不足など、かつて経験したことのない多くの問題に直面し、厳しい経営環境が続いております。

このような中、中小企業が厳しい経営環境を乗り越え、地域経済が発展していくには、創業や成長分野、イノベーションの創出を支える取組や企業活動に不可欠な人材確保、物価高に負けない持続的な賃上げを実

現できる環境を整えていくことが重要であります。

そのことから、以下質問いたします。

一点目は、金融支援についてであります。

中小企業の振興には、資金ニーズを捉えた金融支援や制度金融の充実が重要であります。そのためには、例えば賃上げに資する取組や二〇二四年問題への対応など、課題の解決に向けた前向きな取組や、感染症、災害などの不測の事態で事業活動に支障が生じた場合の資金繰り対策など、融資制度の充実を図ることが重要と考えます。

そこで、一点目として、県内中小企業が成長していくための金融支援について、県の取組を伺います。

二点目は、販路開拓の取組についてです。

人口減少時代を考えますと、県外企業をターゲットに外貨を獲得する取組が重要であります。そのためには、中小企業と県外企業との取引拡大や、本県の強みである農業分野の高付加価値化を図る取組など、マッチングや販路開拓を支援していくことが重要であります。

そこで、県内中小企業の販路拡大に向けた県の取組について伺います。

三点目は、イノベーションの創出についてであります。

本県経済を持続的な発展につなげるにはイノベーションの創出が重要であります。本県は、ホタテ、リンゴ、藍など、優位性のある農水産品資源がありますが、例えば貝殻を利用して製品を作れば環境に優しい取組になりますし、摘果リンゴの高機能性を美容や健康に生かせれば活用の幅が広がります。また、藍の抗菌成分を衣類に生かせれば豊かな生活の後押しにつながります。産業が抱える課題について、技術やノウハウを持つ県外企業と連携することで、課題をどんどんイノベーションの創出につなげていくのではないのでしょうか。

そこで、県内中小企業のイノベーション創出に向けた県の取組について伺います。

四点目は、労働人材の確保についてです。

調査機関がまとめた県内企業調査によりますと、人手不足が原因で従業員の労働時間や作業負担が増え、業務に支障が出ていると実感している企業が六割にも上るとされております。慢性的な人手不足の中、事業活動の維持、継続が困難となる中小企業も増えており、労働人材確保が急務であります。

その確保に向けては、専門的な知識やスキルを持った人材や本県経済を担う若者など、人材確保につなげていくことが重要であります。

県では、人材確保に関わる様々な相談への対応として、あおもり人材確保推進センターを設置し、専門家による助言や相談体制により、中小企業の人材確保と求職者の就労支援を行っているほか、若者の県内就職の促進にも取り組んでおりますが、企業が求める人材育成につなげていくよう、支援に努めていきたいと思っております。

そこで、中小企業の人材確保に向けた県の取組について伺います。

五点目は、価格転嫁の促進についてです。

民間の調査機関によりますと、二〇二五年度に賃上げを予定する県内企業は八割となっており、全国と比べると賃上げの動きは鈍いものの、県内においても賃上げの実施や賃上げを見込む企業が増えている状況にあります。今後、賃上げの動きを持続的なものにしていくには、企業収益力の向上とともに、価格転嫁の円滑化に向けた県内企業全体の機運醸成や理解促進が重要であります。

そこで、県内中小企業の賃上げの動きを持続させるには適切な価格転嫁の促進が重要と考えますが、県の取組を伺います。

次の質問は、大規模災害時における医療提供体制についてです。

能登半島地震では、災害医療の中心的な役割を担う災害拠点病院が施設や設備の損壊などで医療の縮小を余儀なくされる事態となり、大規模災害時の医療提供に課題が残りました。災害拠点病院には、重篤患者の救命医療や被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送などの役割が求め

られるところであり、必要とされる医療を提供するには災害医療に精通した医療従事者の育成やDMAT等の受入れを想定した受援体制の習熟、ライフラインの確保対策、燃料備蓄のほか、発災後に早急に診療機能の回復と医療を継続できる体制の構築が必要であります。

本県では、県全体での災害医療を担う基幹災害拠点病院に青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院を指定し、二次医療圏において中心的な役割を担う病院八か所を地域災害拠点病院として、合わせて計十か所の災害拠点病院が指定されております。全ての災害拠点病院において災害時の医療提供機能が維持できるよう、業務継続計画が策定され、体制づくりが進められておりますが、洪水・高潮浸水想定区域内または津波警戒区域内にある病院のうち、止水・浸水対策において、弘前総合医療センターとつがる総合病院は整備済み、県立中央病院と青森市民病院は、統合新病院の整備に伴って対応する見込みとされております。

八戸市立市民病院は、今年度から電気設備の高所移転に着手することとありますが、八戸赤十字病院は、費用を抑えながら低層階にある高度医療機器の止水・浸水対策を検討中とされているものの、自家発電装置の浸水回避対策についてはめどが立っていない状況にあると伺っております。

八戸赤十字病院は公的病院ですが、公立病院のような病院事業債が適用されないことから、多額の設備投資は病院経営には負担が重いものがあり、災害医療提供体制の機能維持に向けては、県として何らかの支援を検討していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、災害時における医療提供体制の充実に向けた県の取組を伺います。

次の質問は、酒造好適米「吟烏帽子」の生産振興及び本県産日本酒の輸出拡大についてです。

日本酒は、古来より生活と深く結びつき、食文化、伝統行事、約束事、贈答用としても活用され、多様なものにあふれる現代社会においても、

日本社会に深く根差して存在感を発揮しております。議場にいらっしゃる皆さんとも、よく本県産や他県産の日本酒を飲み交わすことがありますが、本県の地酒はとてもおいしいので、つい飲み過ぎてしまいます。

しかし、いい酒は朝が知っているという言葉があるのとおり、地酒を飲んだ翌朝は爽やかな朝を迎えることができます。恐らく皆さんもそうではないでしょうか。インバウンド客も地酒を買い求めているのをよく見かけますが、一度本県の地酒を口にした外国人客は、そのおいしさに引き込まれるのではないかと思います。日本酒はサイズが多様で飲み比べセットもあるなど、喜ばれるお土産であります。

本県では、青森県産業技術センターが開発した酒造好適米「吟烏帽子」を使用した日本酒が販売され、好評を得ております。日本酒などの日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録され、酒造りや酒に注目が集められる中、これから青森の地酒の輸出を伸ばす好機と考えます。この好機を捉えて吟烏帽子の利用を高めていくとともに、本県産日本酒の輸出拡大に取り組んでいく必要があります。

そこで、一点目として、吟烏帽子の生産と利用状況について伺います。二点目として、本県産日本酒の輸出拡大に向けた県の取組について伺います。

最後の質問は、青の煌めきあおもり国スポに向けた競技力向上についてです。

第八十回国民スポーツ大会となる青の煌めきあおもり国スポの本県開催が迫ってまいりました。近年、本県の総合成績は長く低迷が続いておりましたが、県では、天皇杯・皇后杯獲得に向け、競技力向上対策本部を立ち上げ、ジュニア世代の育成やトップアスリートを一時的に雇用する制度の創設などの取組を進めております。その結果、昨年の佐賀国スポにおいて、本県は、優勝が五種目、二位が三種目、三位が十種目と、一昨年のかごしま国体より八種目多い、合計で十八種目で表彰台に立つ成績を取め、天皇杯は二十三位と目標の十位台には届かなかったも

の、昨年の四十位から大幅に躍進、皇后杯も三十六位から十五位と順位を上げ、成果が現れつつあります。

一方、出場した三十五競技のうち、十八競技が参加点の十点にとどまったほか、高得点の団体競技は初戦敗退や出場がない競技も見られ、順位アップに向けては競技の底上げと団体競技の上位入賞を増やすことが課題と考えます。本年の国スポでさらに成果を積み上げて、来年の本県開催での目標実現に向けて取組を進めていただきたいと思います。

そこで、一点目として、第七十八回国民スポーツ大会の結果を受け、本県の競技力の向上について伺います。

二点目として、あおもり国スポに向けて、今後、競技力向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 山田議員にお答えいたします。

私からは、まず、出会い・結婚における目標値の達成に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、こども・子育て「青森モデル」において、出会い・結婚を五つの政策の柱の一つとして掲げ、重要業績評価指標の目標値として、AⅠ（あい）であう登録者数を三千人、あおもり出会いサポートセンター相談件数を年間四百三十一件より増加、結婚を希望する独身者の割合を八六・五％と設定しております。

このうち、AⅠ（あい）であう登録者数については、県が令和五年度に二十歳から三十九歳の独身者を対象に実施した調査において、結婚していない背景として、適当な相手がいないから、異性との出会いの場がないからという回答が多かったことから、県ではAⅠ（あい）であうの登録者数を増やし、結婚を希望する方の出会いを支援することが重要であると考えております。

県としては、AⅠ（あい）であうをより多くの方に知っていただくた

めのウェブ広告の実施や、利用に不安を感じている方などを対象にした安全で効果的な利用方法に関するセミナーの開催等を通じて、引き続きAⅠ（あい）であうの登録者数の増加に取り組んでまいります。

次に、妊娠・出産における目標値の達成に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、こども・子育て「青森モデル」において、妊娠・出産を五つの政策の柱の一つとして掲げており、産後ケア事業実施市町村数を四十市町村、不妊治療費助成申請件数を年間四千件として目標を設定しております。

このうち、産後ケア事業は、実施市町村数の増加に向け、研修会の開催などを通じて市町村等の関係職員の知識の取得等を支援し、市町村での産後ケア事業の実施を促しております。

また、不妊治療費への助成は、子供を授かりたいと願う方々への支援として、令和六年七月から公的医療保険の対象となる生殖補助医療の自己負担の全額助成を実施しており、これに加えて令和七年度からは、一般不妊治療の自己負担への全額助成を実施することとしております。

続きまして、県内中小企業の賃上げの動きを持続させるための取組についてお答えいたします。

県内中小企業の賃上げの動きを持続していくため、県では、令和六年九月に価格転嫁促進連絡会議を設置、開催し、価格転嫁促進に向けた取組を進めてまいりました。

具体的には、連絡会議の申合せ事項を踏まえ、参加機関が価格交渉に関する知識を習得するためのセミナーを二月末から県内三市で実施しているほか、国が設定した価格交渉促進月間であるこの三月には、商工団体等と連携した全県的な広報活動を展開しているところであります。

これらの取組に加え、価格転嫁サポート窓口による相談対応の強化や、パートナーシップ構築宣言制度の一層の普及拡大を図り、企業収益と賃上げの好循環の実現に向けた適切な価格転嫁の促進に取り組んで

まいります。

続きまして、災害時における医療提供体制の充実に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、災害時に医療を提供する上で中心的役割を担う災害拠点病院を県内に十か所指定しております。

また、災害の発生直後に被災地で専門的医療支援を行う災害派遣医療チーム、いわゆるDMATについて、十医療機関を指定し、二十四チーム編成をしておりますが、現在、青森新都市病院及び三沢市立三沢病院が新たにチーム編成に向けた準備を進めており、DMATの増加、充実に向け、取り組んでいるところであります。

このほか、総合防災訓練や災害対策図上訓練などにおいて、県及び関係機関が共同で訓練を実施し、災害時における医療提供体制の強化を図っております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県内中小企業の人材確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、若者の県内就職を促進するため、県内企業が県内の高等学校や県内外の大学に出向き、自社の魅力をPRする機会を提供しているほか、来年度からは新たに学生のニーズに沿ったテーマ別の企業説明会を開催するなど、産学官による連携の下で若者と企業が相互に交流する機会を創出し、県内就職の魅力を様々な形で伝えていきます。

また、あおもり人材確保推進センターにおいて、専任のコーディネーターによる相談対応や、県内企業が抱える課題に応じた専門家派遣のほか、求職者と県内企業のマッチングイベントを県内の商業施設で開催するなど、様々な取組を通じて県内中小企業の人材確保を支援してまいります。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 県内中小企業の支援についての御質問三点にお答えいたします。

まず、県内中小企業が成長していくための金融支援に関する県の取組についてです。

県では、県内中小企業の事業活動の促進と経営の安定を図るため、金融機関等と連携して特別保証融資制度を実施しています。

この中で、前向きな取組への支援として、創業やGX、DX等の成長分野における取組に加え、令和七年度は、仕事と子育ての両立に資する取組及び創業後の追加設備投資を融資対象に追加し、市町村と連携した信用保証料の補助を行うこととし、当初予算案に所要の経費を計上しているところでです。

県といたしましては、昨今の物価、賃金の上昇や金融政策の見直し、深刻化する人手不足等、県内中小企業を取り巻く経営環境の変化や資金ニーズ等を把握しながら、制度の見直しや拡充を図ってきたところであり、引き続き、特別保証融資制度を通じて県内中小企業の成長や産業基盤の強化による所得向上を積極的に支援してまいります。

次に、販路拡大に向けた県の取組についてです。

物価高騰や人手不足などにより経営環境が厳しさを増す中、県内中小企業が持続的に成長していくためには、消費者ニーズを踏まえた商品の企画、開発のほか、国内外に向けた効果的な情報発信、適切な販路の選定などに取り組むことにより、販売力を強化していくことが重要であると考えています。

そのため、県では、首都圏や海外で日本各地の魅力ある商品を開発、販売しているライフスタイルショップと連携して、高付加価値商品の開発や、ターゲット層に響く情報発信等に取り組んでいます。

また、神戸市等関係機関と連携し、青森、神戸両地域の企業が参加するワークショップの開催やものづくり産業総合展示会への参加などにより、ビジネス上の交流・連携ニーズの掘り起こしやビジネスマッチン

グを行っています。

さらに、国内最大級の食品展示商談会に県ブースを設け、県内食品事業者と全国の小売業者や卸売業者等との商談機会を提供しているところ です。

最後に、イノベーション創出に向けた県の取組についてです。

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、厳しい経営環境が続く中においても、県内中小企業が限られた経営資源の下でイノベーションを生み出していくためには、自社だけではなく、社外の技術や人材、知見などを活用することが重要であると考えています。

そのため、県では、県内中小企業と豊富な経営資源を持つ県外企業が連携した事業の共創を推進するため、今年度から新たにあおりオープンイノベーション推進事業を実施しています。

具体的には、パートナーとなる県外企業とのマッチングや事業共創に向けたワークショップの開催などのプログラムの実施により、ホタテの貝殻を再利用した除雪用スコップや、あおり藍のエキスを活用した抗菌作用のある衣類の開発など、県内企業の新たなビジネス構築を支援したところです。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 酒造好適米「吟烏帽子」の御質問のうち、本県産日本酒の輸出拡大に向けた県の取組についてお答えいたします。

日本酒は、国内では人口減少やアルコール飲料の多様化等により消費量が減少傾向にある一方で、海外においては、日本食の人気の高まり等に伴い需要が増加していることから、県では、本県産日本酒の輸出拡大に向けた支援をはじめ、海外市場での評価向上に取り組んでいます。

具体的には、今年度は、販路拡大が期待できる台湾とオーストラリアのイベントで本県産日本酒をPRしたほか、ジェトロ青森や県内金融機関等と連携し、国内の食品輸出商社との商談会の開催や海外の日本酒輸

入業者を産地に招くなど、県内事業者の商談機会の創出に取り組んでいるところ です。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 酒造好適米「吟烏帽子」の生産と利用状況についてお答えいたします。

県産業技術センターが開発した吟烏帽子は、耐冷性やいもち病抵抗性が強く、県南地域でも安定した品質が見込まれることから、県では、平成三十年に作付を推奨する認定品種に指定しました。

これまで、展示圃での現地研修や栽培マニュアルを活用した高品質生産に取り組んだ結果、県南地域を中心に作付面積は拡大傾向にあり、令和六年産は約十九ヘクタールとなっています。

また、吟烏帽子を利用した日本酒は、癖がなく、華やかですっきりと仕上がり、現在は県内九社の酒造会社で純米酒から大吟醸酒まで幅広く商品化されています。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 青の煌めきあおり国スポに向けた競技力向上に係る質問二点にお答えいたします。

まず、第七十八回国民スポーツ大会の結果を受けた本県の競技力の現状の認識についてです。

佐賀県で開催された第七十八回国民スポーツ大会における本県の男女総合成績は、前年のかごしま国体での四十位から順位を十七上げて二十三位、女子総合成績は、三十六位から順位を二十一上げて十五位となりました。

得点を獲得した競技数は、全四十競技中、二十競技にとどまっていますが、得点獲得にはつながっていない競技においても、国スポの予選である東北総合スポーツ大会での順位の向上や、予選を突破し、国スポ出場を果たした競技数の増加が見られるなど、競技力の底上げが図られているものと考えております。

今後、さらに得点を獲得していくためには、より多くの競技で入賞する必要がある、特に得点配分の高い団体競技の入賞数を増加させることが重要であると認識しております。

次に、あおり国スポに向けた今後の競技力向上に係る取組についてお答えいたします。

各競技団体では、あおり国スポに向け、より多くの試合経験を積むための強化合宿等を行い、競技力の向上に取り組んでおりますが、高騰している宿泊費の補助の増額を望む声が多く寄せられています。今後の対応として、宿泊費単価を見直し、選手強化に係る補助金の充実を図ることで、強化拠点校・クラブや強化指定選手が県内外でより効果的な強化合宿等が実施できるように支援していきます。

また、全国及び国際大会等で活躍するトップアスリートや指導者の県内企業等への就職をより一層強化するとともに、競技成績に直結し、かつ高額で個人や競技団体で購入が困難な競技用具等の整備を引き続き進めることとしております。

さらに、定期的に実施するヒアリングを通して競技団体が抱える課題を迅速に把握し、課題に対応した強化事業の活用等について助言を行うなど、今後も競技団体と連携し、着実に競技力の向上に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 山田議員。

○三十九番（山田 知） 再質問いたします。中小企業支援についてでございます。

賃上げの動きを持続させていくには、適切な価格転嫁とともに、労働生産性の向上が重要と考えます。本県は、労働生産性は全国平均と比較して六〇％と低くて、多くの産業で数値が下回っております。そういった意味では、付加価値の高い商品、サービス、また、新しく生み出す人材や資金というのが不足しているということ、また、設備投資をする意欲がない、あるいは設備投資が不十分ということが大きな課題と思いま

すが、その意味では企業の稼ぐ力を高めていくことが必要と思います。そこで、本県の中小企業の労働生産性を高めていくための取組を伺います。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 県では、これまで、県内中小企業に対し、新商品、新技術、新サービスの開発や販路拡大に対する助成、生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立につながる設備導入に対する助成などの支援に取り組んできたところです。

しかしながら、エネルギー価格や原材料・仕入価格の上昇のほか、人手不足の影響が続く中、県内中小企業の労働生産性をより一層向上していくことが重要と考え、令和七年度から新たに経営コスト削減への取組に対する助成を行うなど、支援を強化することとしています。

具体的には、21あおり産業総合支援センターに創設する補助事業に経営コスト削減コースを設け、業務プロセスの改善、効率化等の取組を対象として助成するものです。

県としては、今後とも、県内中小企業の労働生産性向上に向けて、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 山田議員。

○三十九番（山田 知） 最後に、もう一点再質問いたします。災害時の医療提供体制についてでございます。

質問でも触れましたけれども、八戸赤十字病院です。止水・浸水対策で地下にある高度医療機器、こういったものをやはり守っていくための止水・浸水のシート、あるいは板の設置など、国の支援事業を使ってこれから工事を行っていくということでありますけれども、二千万円ほどかかるのですが、国の支援が十五万円ほどということではほとんど支援がないという中で、財政負担が非常に重いという現実がありますし、また、電気設備の高所移転、屋上に設置するということがなくても、敷地の外で河川の氾濫にも耐え得るような高さということを考えました

ときに、また別に費用がかかるという現実がありますが、公立病院のよ
うな支援制度がない中で、非常に厳しいものがあります。

日本赤十字社の青森県の支部長は知事でございますけれども、災害拠
点病院という視点もありますし、そういった機能をしっかりと果たして
いくための何らかの支援、一定の支援というのを考えていただきたいと
思います。地域医療構想の下ではそういう支援制度がないということ
でございますが、ぜひ少しでもいいので、その点をお願いしたいという
のが災害拠点病院の八戸赤十字病院の思いでもございます。

地域のそういった医療を守っていく上で、ぜひそこを検討いただき
たいと思いますが、県の見解を伺います。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国は、近年増加している豪雨災害な
どを踏まえ、災害拠点病院の指定要件に、病院が浸水想定区域または津
波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減する
ため、止水板等の設置による止水対策や自家発電等の高所移設、排水ポ
ンプ設置等による浸水対策を講じることが追加するとともに、医療施設
等の対災害性強化を図るための設備整備等に対する補助を行っている
ところでございます。

こうしたところから、県では、災害拠点病院に対し、止水対策や止水
対策に活用できる国の補助金についての助言等を行ってまいりたいと
考えております。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたしま
す。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時六分散会